

第3次三条市食育の推進と 農業の振興に関する計画

(令和6年度～令和11年度)

令和6年3月

三条市

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 計画の進行管理	2

第2章 第2次計画の検証

1 第2次計画の評価指標の達成状況	3
2 第3次計画に向けた課題の整理	5

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	7
2 計画の基本的な視点	7
3 施策の体系	9
4 計画の推進体制	9

第4章 施策の展開

1 食育の視点「食を通じた健康づくり」	10
2 食育と農業の視点「食と農で豊かな暮らしの実現」	28
3 農業の視点「持続可能な農業基盤の確立」	32
4 主要施策以外の取組	40

資料編

三条市食育の推進と農業の振興に関する条例	41
----------------------------	----

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

食は命の源であり、農業はその食を支える大切な産業の一つです。誰もが健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることや、それを支える農業や環境を持続可能なものにしていくことが重要です。

しかし、食をめぐる環境は大きく変化してきており、様々な課題を抱えています。高齢化が進行する中で健康寿命の延伸や生活習慣病の予防が引き続き課題であり、栄養バランスに配慮した食生活が重要になります。くわえて、食に関する価値観や暮らしの多様化が進む中、健全な食生活が困難な場面の増加や、伝統的な食文化が失われていくことが危惧されます。

また、食を供給面から見ると、農業人口の著しい高齢化や減少が進む中、日本は食料の多くを海外からの輸入に頼っています。近年、日本各地で異常気象に伴う自然災害が頻発する等、地球規模の気候変動の影響が顕在化しており、食の在り方を考える上で避けることはできなくなっています。

そうした中、国は国民運動として食育を推進していくため平成17年7月に食育基本法を施行し、令和3年には「第4次食育推進基本計画」を策定し取組を進めてきました。

くわえて、国が行う食料・農業・農村政策については、食料・農業・農村基本法（平成11年）を基本的な指針とし、これに基づいて体系的に施策を講ずることとしていましたが、将来に向かって持続可能で強固な食料供給基盤の確立が図られるよう、令和4年から国において見直しが行われています。

三条市では、平成21年に「三条市食育の推進と農業の振興に関する条例」を制定し、食育と農業の推進により、誰もがずっと住み続けたいと思える生き生きしたまちの実現を目指すとともに、本条例の基本理念を具現化するため、「第2次三条市食育の推進と農業の振興に関する計画」（計画期間：令和3年度から令和5年度まで）を策定し、食育の推進と農業の振興の取組を進めてきました。

第2次計画の計画期間が令和5年度で終了することから、第2次計画の評価・課題と国が示す第4次食育推進基本計画等を踏まえ、条例の基本理念の実現を目指すために「第3次食育の推進と農業の振興に関する計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「食育基本法」第18条に基づき定める市町村食育推進計画であるとともに、「三条市食育の推進及び農業の振興に関する条例」第9条に基づき策定するもので、食育の推進と農業の振興に関する基本的方向性を示すものです。また、「三条市総合計画」を上位計画とし、関連計画との整合性を図りながら総合的に取組を推進します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

4 計画の進行管理

本計画の着実な実行を確保するため、本計画に基づく施策の進捗状況や評価指標の達成状況を食育推進及び農業振興審議会において、毎年度検証し、必要に応じて見直しを行います。

第2章 第2次計画の検証

1 第2次計画の評価指標の達成状況

第2次計画の成果指標について、各事業におけるアンケート調査や取組実績に基づき、各指標における直近の実績値を把握することで達成状況を評価しました。

主要施策ごとに設定した評価指標24項目のうち、「目標を達成した指標」は29.2%、「目標未達成で策定時より改善した指標」は25.0%、「目標未達成で策定時より改善がみられなかった指標」は45.8%でした。

具体的には、食育の推進においては、栄養バランスに配慮した食事や総菜等を提供する小売店や飲食店を拡大する等、事業者と連携して健康につながる食環境は着実に整備されてきており、主食、主菜、副菜をそろえて食べている成人は増加しています。一方で、主食、主菜、副菜をそろえて食べる子どもの割合、共食頻度など、改善に至らない項目がありました。

また、農業の振興においては、地域農業に対する理解が進み、地場農産物の消費拡大につながるとともに、有機栽培米の作付面積が増加し、環境に配慮した農業を推進することができました。

これらの結果を踏まえ、引き続き、市民の健康増進と農業の持続的な発展に向け、食育の推進と農業の振興に関する取組を行っていく必要があります。

【指標の評価基準と達成状況】

策定時の目標値と直近の実績値を比較	項目数
◎：目標を達成した	7 (29.2%)
○：目標未達成で策定時より改善した指標	6 (25.0%)
△：目標未達成で策定時より改善がみられなかった指標	11 (45.8%)
合計	24 (100.0%)

【評価指標一覧表】

基本方針：望ましい食習慣の定着						
主要施策	指標項目		策定時 (R1)	実績値 (R4)	評価	目標値 (R5)
米飯食の推進	朝食の主食に米飯を 食べる人の割合	5 歳児	59.0%	57.2%	△	60%以上
		成人	57.6%	58.3%	○	60%以上
	主食、主菜、副菜をそ ろえて食べている人の 割合	5 歳児	41.0%	25.2%	△	45%以上
		小学 5 年生	50.4%	41.3%	△	53%以上
		中学 1 年生	52.6%	51.4%	△	55%以上
		成人	71.9%	76.3%	◎	73%以上
	朝食を欠食する人の 割合	小学 5 年生	4.2%	4.2%	○	4%以下
		中学 1 年生	7.0%	4.5%	◎	5%以下
減塩の推進	高血圧の有病率（140/90mm Hg 以上の割合）		23.8%	24.6%	△	20%以下
共食の推進	家族の誰かと一緒に 食事する回数が週 7 回以上の児童生徒の 割合	小学 5 年生	92.9%	92.5%	△	94%以上
		中学 1 年生	86.5%	86.5%	○	88%以上
	誰かと一緒に食事する 頻度が週 1 日以上あ る高齢者の割合	高齢者	73.9% (60 歳以上)	62.6% (R5)	△	75%以上
和食文化の推 進	和食の食事作法を伝えている保護 者の割合		80.8 % (R3)	75.1%	△	82%以上

基本方針：食育推進の意識向上						
主要施策	指標項目		策定時 (R1)	実績値 (R4)	評価	目標値 (R5)
食育の理解促 進	スマートミール登録店舗数		10 店舗	14 店舗	◎	14 店舗
	食育に関心を持っている市民の割合		81.5% (R3)	76.3%	△	83%以上

基本方針：地産地消の推進						
主要施策	指標項目		策定時 (R1)	実績値 (R4)	評価	目標値 (R5)
地域農業への 理解促進	農業体験事業参加者数		108 人	委託:75 人 サンファ- ム:475 人	◎	390 人
地場農産物の 消費拡大	地産地消推進店登録数		199 店舗	208 店舗	○	220 店舗
	地場農産物の売上額（インショッ プ、直売所）		4.1 億円	8.7 億円	◎	5.0 億円

基本方針：農村環境の保全						
主要施策	指標項目	策定時 (R1)	実績値 (R4)	評価	目標値 (R5)	
農業の多面的機能の理解促進	多面的機能支払制度取組率	95.1%	95.1%	◎	95.1%	
基本方針：産業として成り立つ農業の確立						
主要施策	指標項目	策定時 (R1)	実績値 (R4)	評価	目標値 (R5)	
価格決定力のある農業者の育成・確保	先進農業者への長期派遣研修者数	1 人	1 人	△	13 人	
利益を追求し雇用を生み出す持続可能な農業法人の確保育成	市の事業により経営改善が図られた農業経営体数	2 法人	3 法人	○	6 法人	
基本方針：地域農業の持続的発展						
主要施策	指標項目	策定時 (R1)	実績値 (R4)	評価	目標値 (R5)	
農業環境の変化に対応した営農体制の整備	農業用機械導入補助金等を活用し経営拡大を図る農業経営体数 (※ R 1 からの延べ活用数)	13 経営体	55 経営体	○	70 経営体	
	人・農地プランの取組等による担い手への農地の集積率	66.1%	64.5%	△	70.0%	
自然と調和した農業	有機栽培米の作付面積	24ha	34ha	◎	28.8ha	

2 第3次計画に向けた課題の整理

第2次計画では、「食と農が支える『健幸』なまち」を目指し、食育の視点、食育と農業の視点、農業の視点の3つの視点で取組を進めてきました。これまでの取組状況や指標の評価を踏まえて、第3次計画の課題を次のとおり整理しました。

食育の視点「食を通じた健康づくり」では、生活習慣病予防のため、米飯食の推進や減塩の推進など、健康教育や食環境整備を進め、食を基本とした生活習慣の改善に取り組んできました。しかし、主食、主菜、副菜をそろえた食生活が習慣化していない世代が見受けられます。また、米飯を食べる人の減少や共食機会の減少等の状況があることから、食生活の改善による健康づくりに引き続き取り組む必要があります。

食育と農業の視点「食と農で豊かな暮らしの実現」では、生産者と消費者等

の相互理解を進めるため、地元食材の入手機会の拡大に努めるとともに、三条産農産物についての情報発信に取り組んできました。直売所等の購入額や農業体験者数の増加により、一定の成果は見られます。その一方で、離農者の増加や異常気象など農業は厳しい現実直面しており、相互理解の促進は引き続き取組が必要です。

農業の視点「持続可能な農業基盤の確立」では、農業法人の設立や農業機械等の導入による規模拡大などの支援を行い、経営体の経営基盤の確立に寄与しました。一方、人・農地プランの取組等による農地の集積は十分に進んでおらず、今後も集積を促進するとともに、農業所得の向上を図り、担い手の確保に努めていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「食と農が支える健康で心豊かに暮らせるまち」

条例の基本理念の具現化により目指すまちの姿を「食と農が支える健康で心豊かに暮らせるまち」とし、食育を通じて市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすことができ、その健康な暮らしを支える農業が持続的に発展する豊かで住みよい生き生きしたまちの実現を目指します。

2 計画の基本的な視点

(1) 食育の視点「食を通じた健康づくり」

これまで、脳血管疾患や高血圧症などの循環器疾患を予防するため、米飯を主食とした主菜、副菜をそろえた食事や適切な塩分の食事を推進してきました。当市の健康に関する現状は、脳血管疾患などの生活習慣病が主な死亡原因となっています。さらに、循環器疾患などの危険因子となる高血圧や糖代謝異常、脂質異常については、特定健康診査等の結果、有所見となる人の割合が、4割から7割程度を占めており、横ばい又は上昇の傾向にあります。これらの疾病の予防には、食を始めとした生活習慣の改善が重要です。また、世帯構成の変化や食の選択肢の増加等から、和食離れや共食機会の減少等の状況があります。

このことから、引き続き「望ましい食習慣の定着」を基本方針として、適切な栄養摂取のための食育を進める「心身の健康のための適切な栄養摂取の推進」、高血圧を始めとした生活習慣病予防のための食生活を進める「減塩の推進」、心身の健康づくりや生活の質の向上のための「共食の推進」、自然の恩恵や地域の伝統ある優れた食文化の継承を進める「和食文化の推進」に取り組めます。

また、これまで条例の理念の具現化を目指して、各事業に取り組んできましたが、食育に関心がある人の割合が増えておらず、市民の食生活改善の実践にも十分つながっていないことから、引き続き「食育推進の意識向上」を基本方針とし、「食育の理解促進」に取り組めます。

(2) 食育と農業の視点「食と農で豊かな暮らしの実現」

これまで、市民に食料を安全かつ安定的に供給し、地域農業の持続性につなげるため、地域農業への理解促進、地場農産物の消費拡大、米飯食の推進

の取組により、地産地消の推進を行ってきました。あわせて農業の多面的機能の理解促進に取り組み、農村環境の保全を図ってきたところです。

食と農で豊かな暮らしの実現に当たっては、生産者、消費者を始め関係者の相互理解が欠かせないものであり、これらの取組は今後も継続していく必要があります。

こうした中、地域農業においては、農業従事者の高齢化の進行とともに、離農者が著しく増加している状況に見舞われており、市民と農業との関係のあり方について、今まで以上に視点を当てていくことが重要です。このため、「地域の農産物及び農業への理解促進」を基本方針とし、「地産地消の推進」、「農業、農村の維持」に引き続き取り組むとともに、「心身の健康のための適切な栄養摂取の推進」に取り組みます。

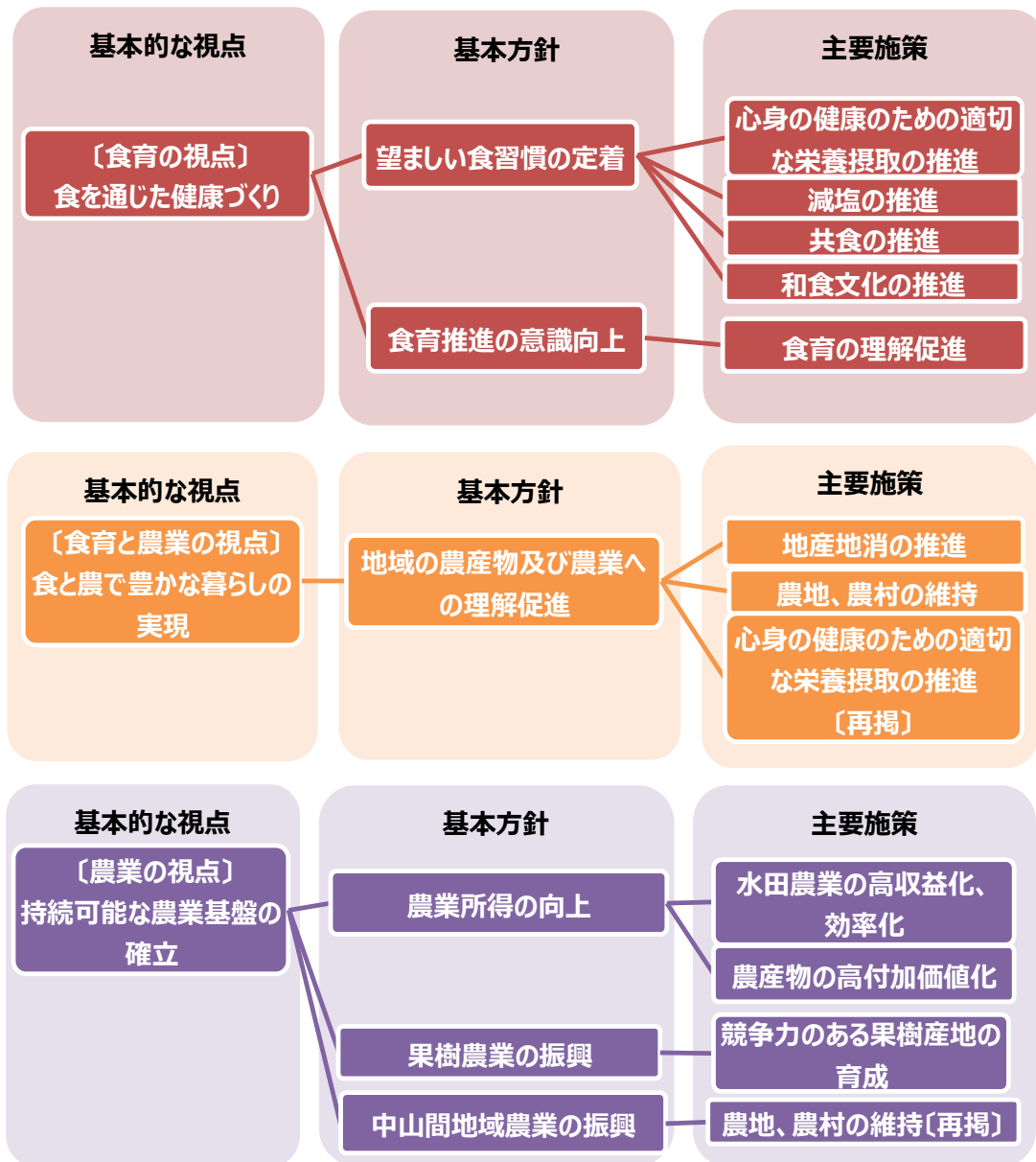
(3) 農業の視点「持続可能な農業基盤の確立」

持続可能な農業基盤の確立に当たっては、規模の拡大や高付加価値化の推進が必要との問題意識の下、産業として成り立つ農業の確立と地域農業の持続的発展を基本方針として各取組を行ってきました。

当市では基幹作物である米を始め、特産地となりうる資質を持つ果物など様々な農産物が各地域で生産されており、その特性を踏まえながら規模の拡大や高付加価値化を図り、生業の基盤となる所得を向上させ担い手を確保していくことが求められます。

このため、基本方針を「農業所得の向上」、「果樹農業の振興」、「中山間地域農業の振興」に改めた上、「水田農業の高収益化、効率化」、「農産物の高付加価値化」、「競争力のある果樹産地の育成」「農地、農村の維持」に取り組んでいきます。

3 施策の体系



4 計画の推進体制

市、市民、事業者、農業者等の各主体が協力及び連携を図りながら、計画を効果的に推進するため、食育の推進や農業の振興に関する情報の交換、意見等の共有、連携した取組を行います。

市は、本計画に係る部署との連携を密にし、取組を推進します。

第4章 施策の展開

1 食育の視点「食を通じた健康づくり」

(1) 基本方針 望ましい食習慣の定着

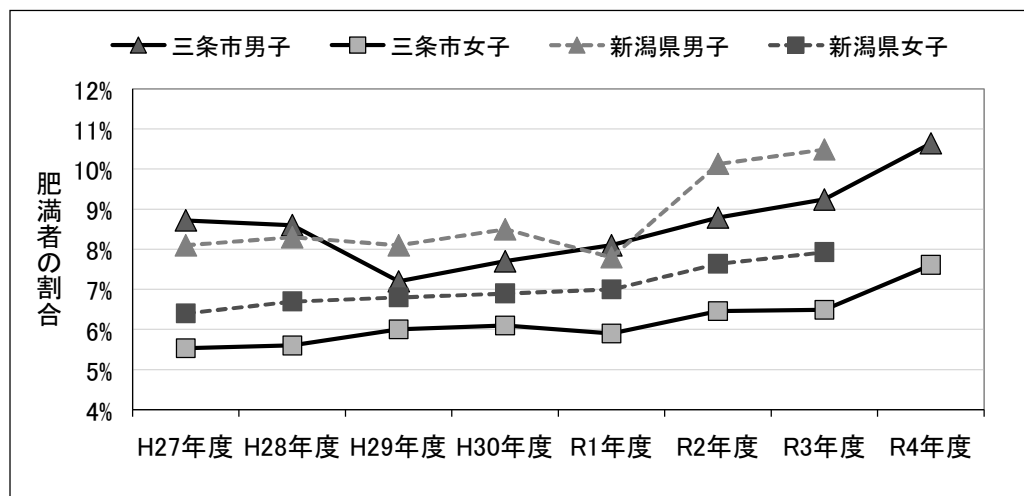
ア 現状

【食習慣について】

肥満は様々な生活習慣病の要因となりますが、小学生における肥満者の推移は、男女とも新潟県平均より低いものの、増加の傾向にあります。

(図1)

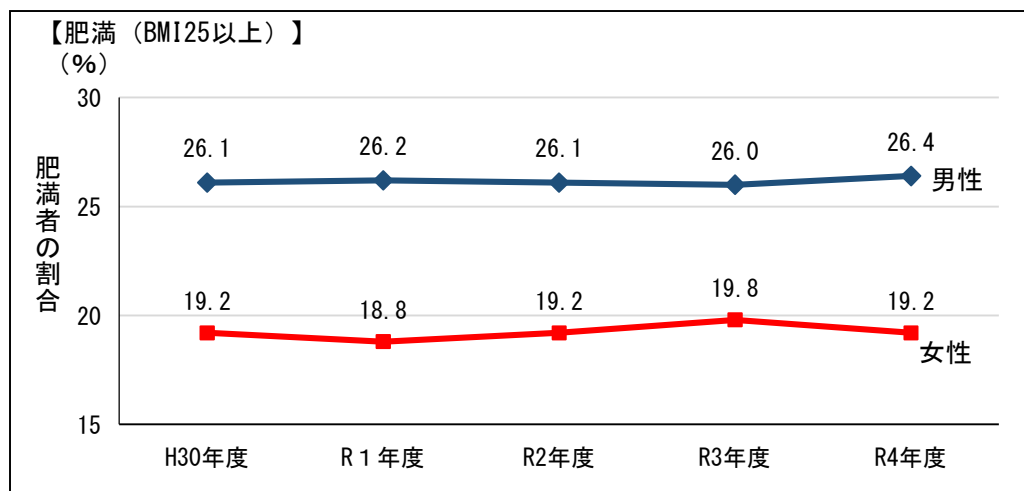
図1 肥満者の推移（小学校）



資料：新潟県及び三条市学校保健統計

成人における肥満者の割合は、男女ともにほぼ横ばいであり、男性が女性よりも高い割合です。(図2)

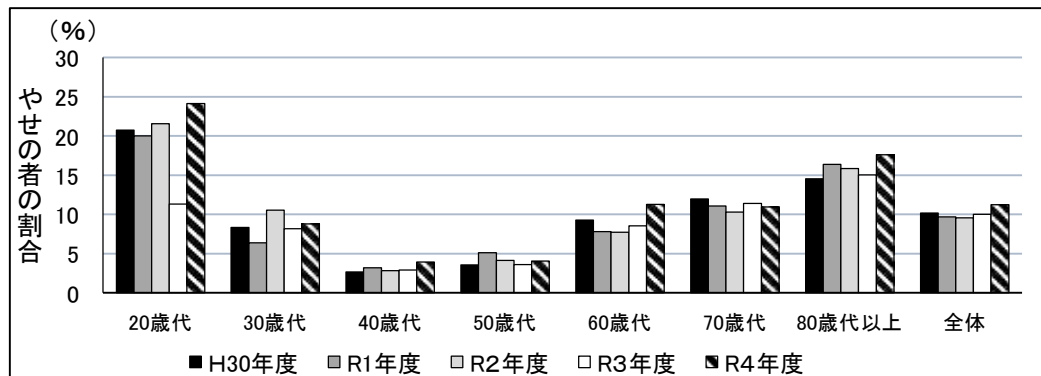
図2 有所見者の割合の推移（肥満）



資料：三条市健康診査、国民健康保険特定健康診査、後期高齢者健康診査

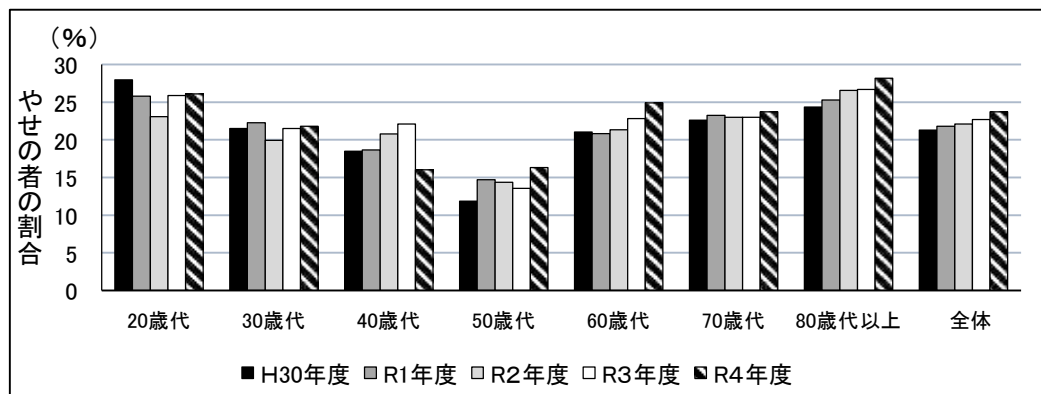
年代別のやせの割合をみると、20歳代でやせの割合が多く、令和4年度では男性が24.1%、女性が26.1%です。(図3、4) 高齢者では、低栄養傾向(BMI20未満)の人の割合は、男性よりも女性が多く、60歳代以降で高い割合となっています。

図3 年代別やせの割合の推移（男性）



資料：三条市国民健康保険特定健康診査、後期高齢者健康診査

図4 年代別やせの割合の推移（女性）



資料：三条市健康診査、国民健康保険特定健康診査、後期高齢者健康診査

特定健康診査、後期高齢者健康診査における有所見者の状況を見ると、高血圧の有所見者の割合は、年によりばらつきはありますが、男性は約5割、女性は約4割となっており、男性が女性より高い状況です。(図5)

糖代謝異常の有所見者の割合は、男女ともに7割で上昇傾向で推移し、特に女性が高い状況です。(図6)

脂質異常の有所見者の割合は、男女ともに6割以上で推移しています。(図7)

図5 有所見者の割合の推移（高血圧）

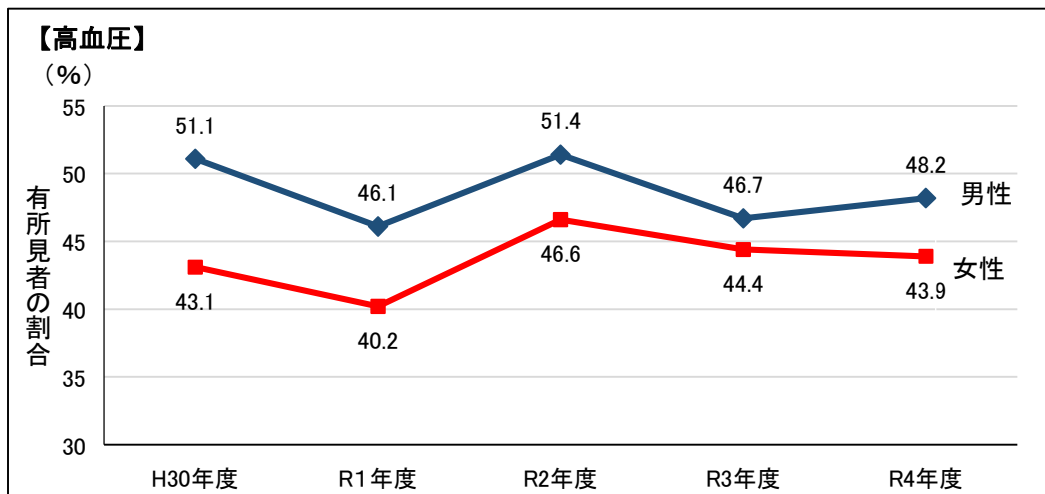


図6 有所見者の割合の推移（糖代謝異常）

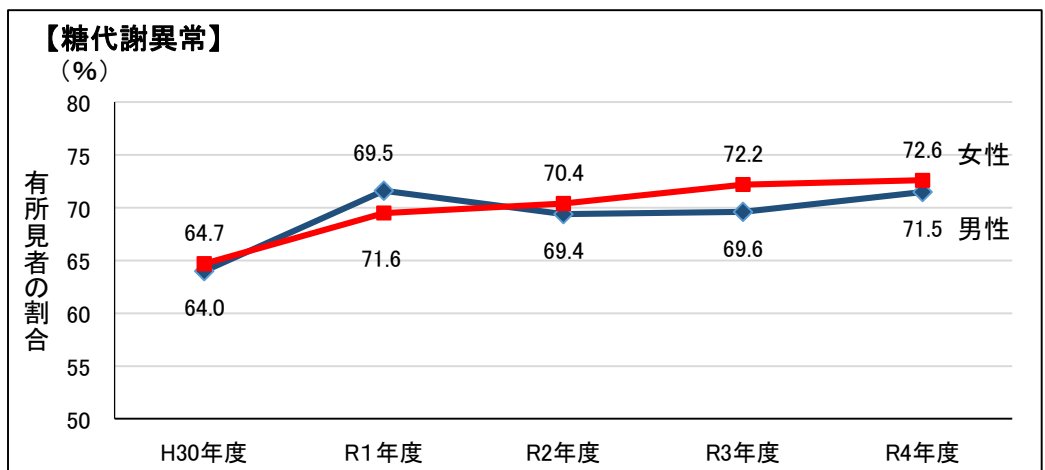
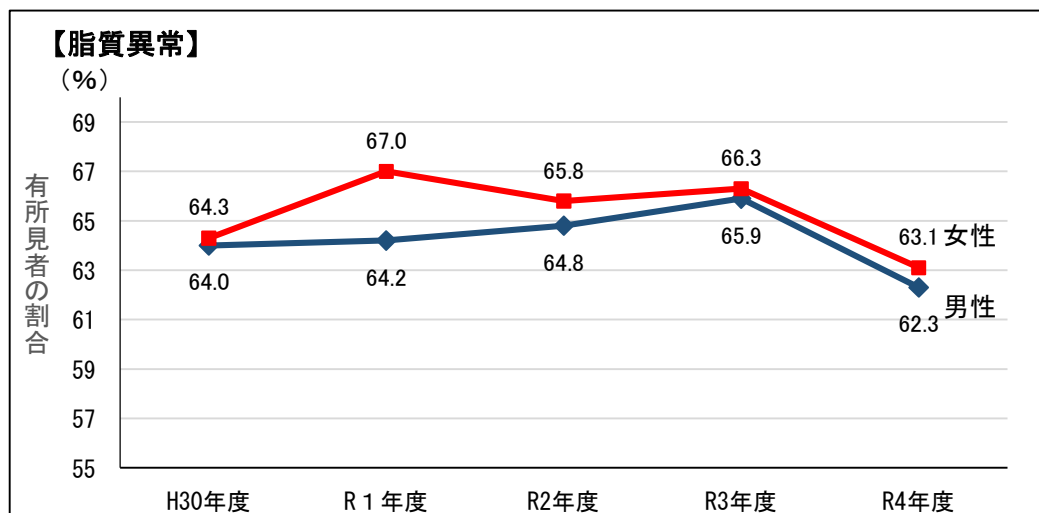


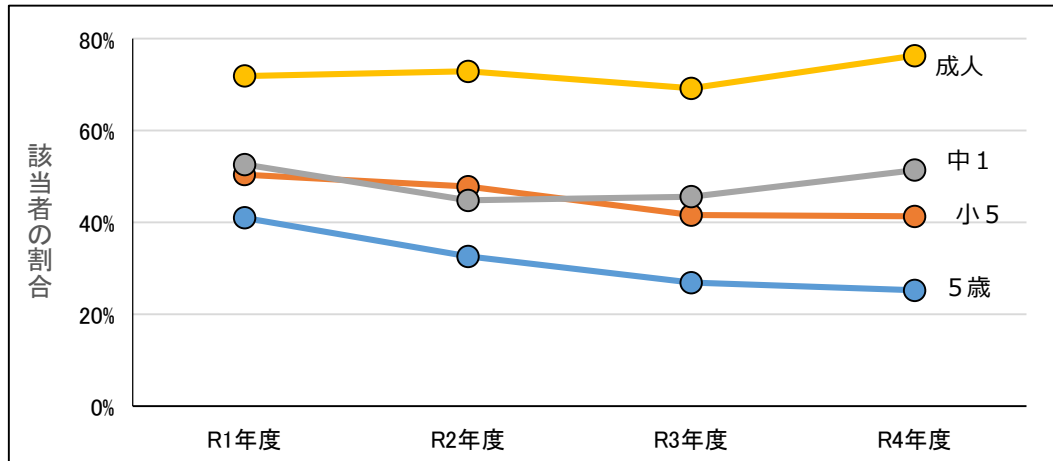
図7 有所見者の割合の推移（脂質異常）



資料：三条市国民健康保険特定健康診査、後期高齢者健康診査

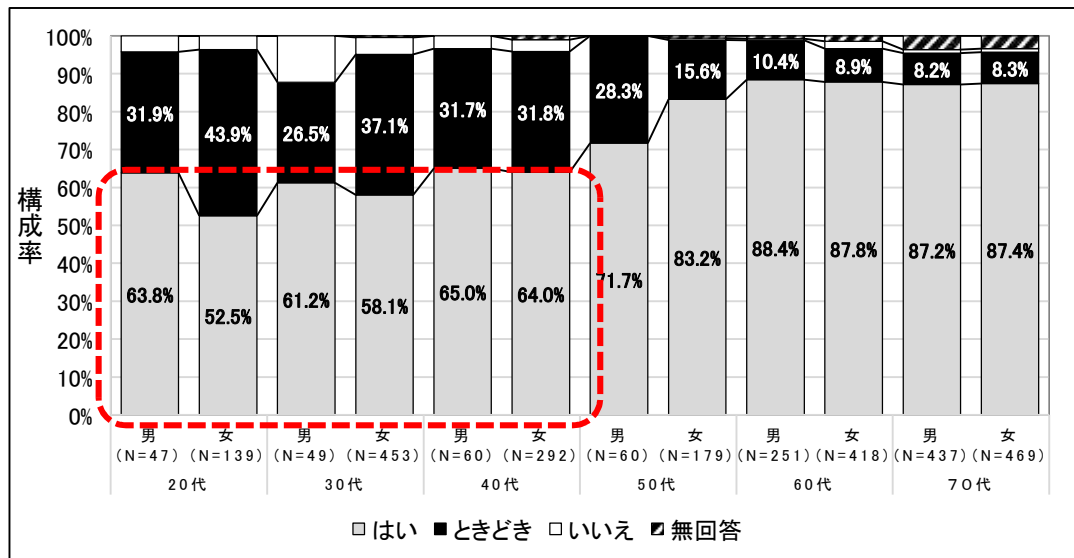
主食、主菜、副菜をそろえて食べている人の割合は、中学校1年生、成人で改善しましたが、5歳、小学校5年生で減少傾向です。(図8) 成人を年代別にみると、20歳代から40歳代で主食、主菜、副菜をそろえて食べている人の割合が低くなっています。(図9)

図8 主食、主菜、副菜をそろえて食べている人の割合



資料：三条市食事調査(5歳児)、食育授業ワークシート集計(小5、中1)
健康づくりに関するアンケート調査、食育推進事業アンケート調査

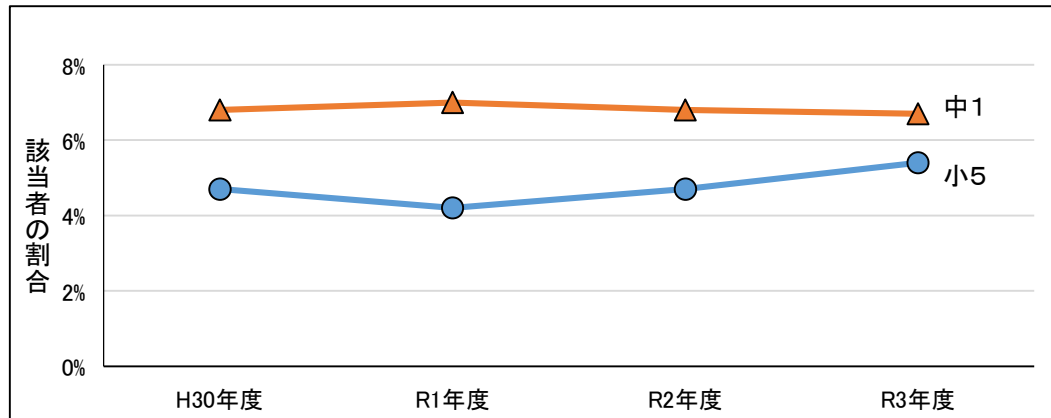
図9 主食、主菜、副菜をそろえて食べている人の年代別・性別の割合



資料：令和4年度三条市健康づくりに関するアンケート、令和4年度食育推進事業アンケート

朝食欠食は中学校1年生では改善していますが、小学校5年生ではほぼ横ばいで推移しています。(図10) 成人については、40歳代から50歳代前半で男女ともに多い傾向です。(図11、12)

図10 子どもの朝食欠食の割合



資料:生活実態調査

図11 年代別朝食欠食者の割合 (男性)

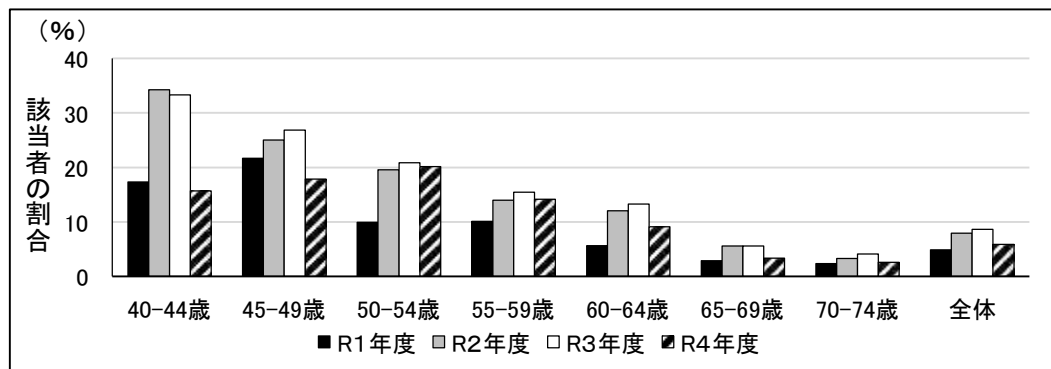
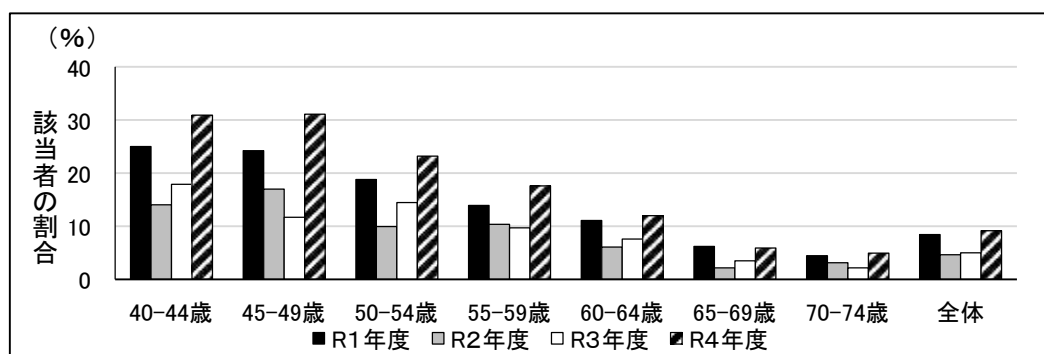


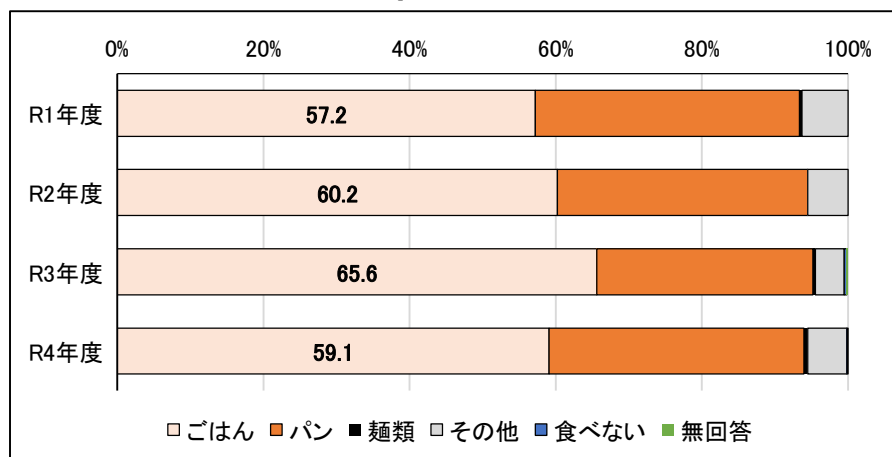
図12 年代別朝食欠食者の割合 (女性)



資料:三条市国民健康保険特定健康診査

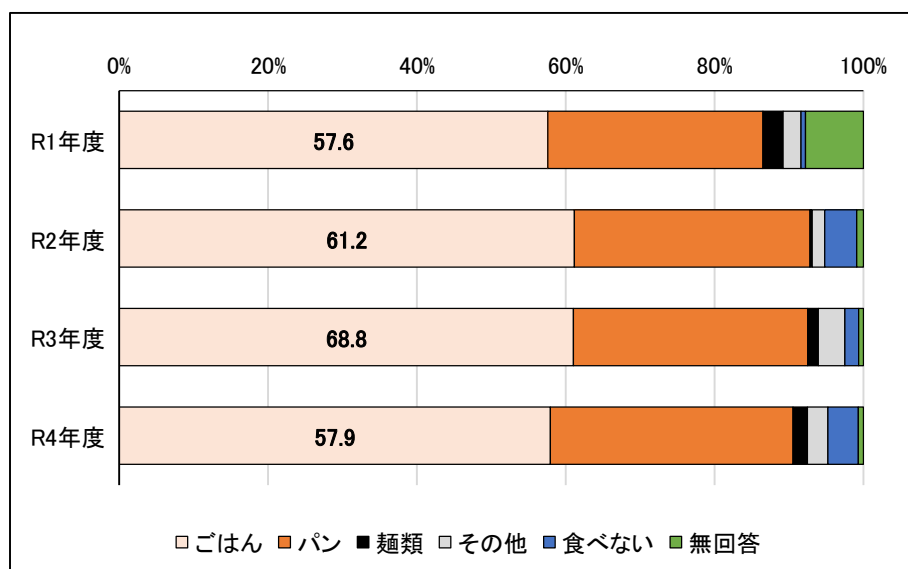
米飯を主食にした和食は、適切な栄養の摂取に優れていることが報告¹されていますが、朝食に米飯を食べている人の割合は、5歳児及び成人で僅かに減少しています。(図13、14)

図13 朝食の主食内容の推移(5歳児)



資料：児童の食生活調査

図14 朝食の主食内容の推移(成人)



資料：健康づくりアンケート、食育推進事業アンケート

令和4年度のセット健診における推定尿中塩分摂取量調査結果から、男性の平均は8.7g/日、女性の平均は8.5g/日でした。国の示す塩分目標量(男性7.5g未満、女性6.5g未満)を上回っている人の割合が、男性

¹堀川 翔, 赤松 利恵, 谷口 貴穂：成人における年代別の米飯の摂取頻度と食習慣・健康状態の関連, 栄養学雑誌, Vol.69 No.2 98-106(2011)

74.1%、女性 82.4%でした。(図 15、16)

図 15 塩分摂取状況（男性）

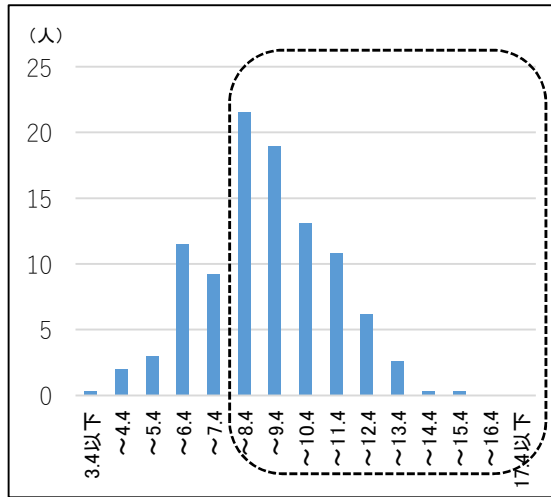
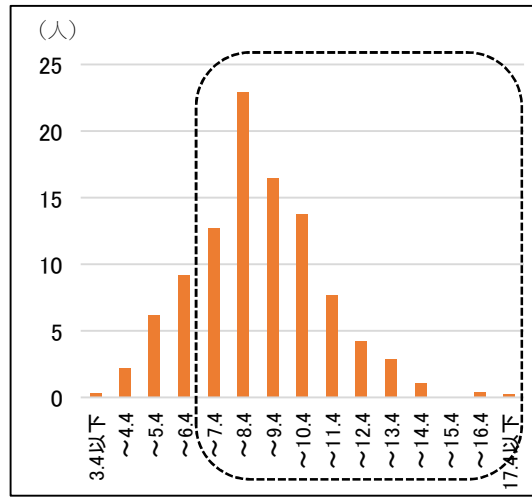


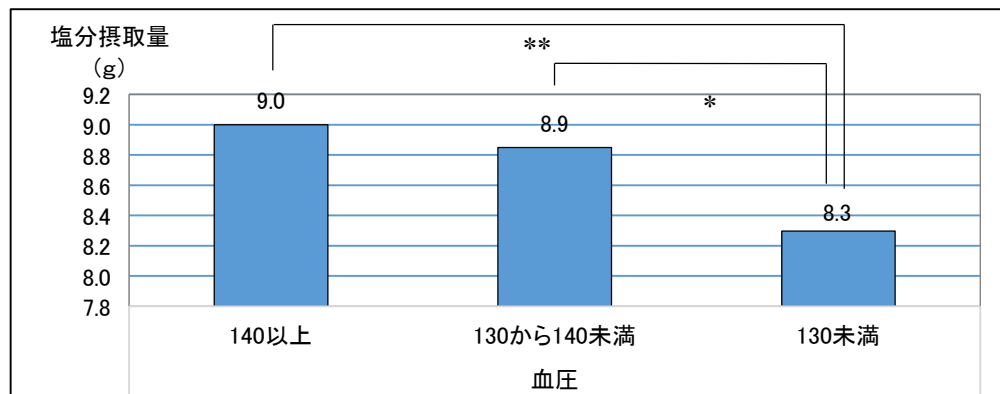
図 16 塩分摂取状況（女性）



資料：令和4年度セット健診における推定尿中塩分摂取量調査（調査数 760 人）

高血圧の要因となる塩分摂取と血圧との関連をみると、令和4年度のセット健診における推定尿中塩分摂取量調査を解析した結果、収縮期血圧が高い人ほど塩分摂取量が多い傾向となっています。(図 17)

図 17 塩分摂取量と収縮期血圧の関連

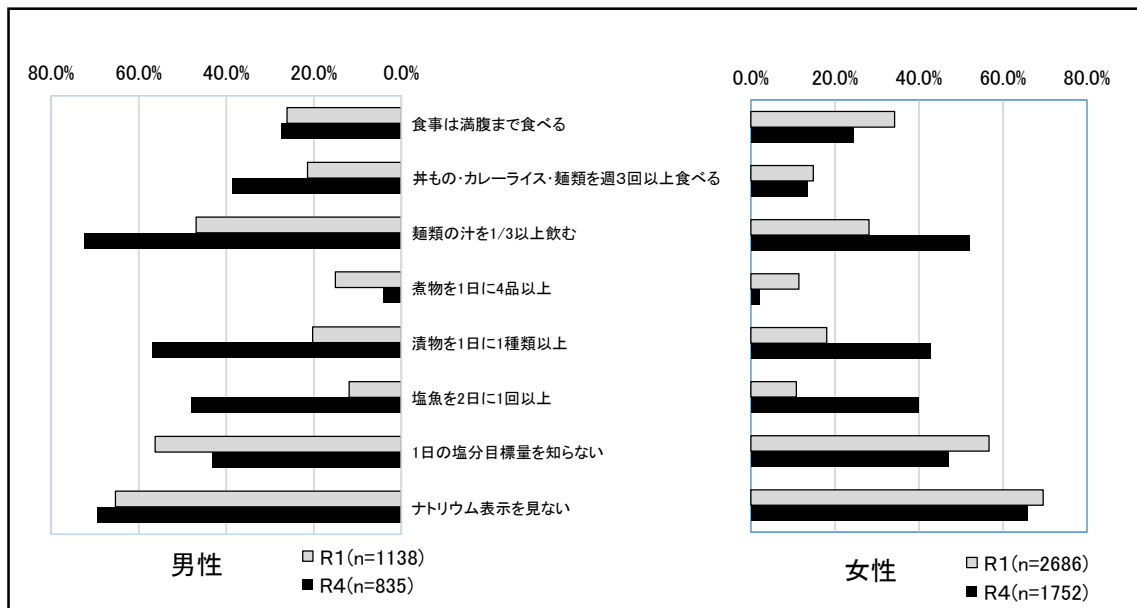


資料：令和4年度セット健診における推定尿中塩分調査
有意差 *0.05> p、**0.01> p

塩分調査と同時に実施した高塩分につながる食習慣チェックリスト※の集計では、令和元年度と比べて令和4年度に増えていた項目は、「麺類の汁を1/3以上飲む」や「漬物を1日1種類以上食べる」、「塩魚を2日に1回以上食べる」です。(図 18)

※ **食習慣チェックリスト**…平成27年度に三条市で実施した生活習慣アンケートと推定尿中塩分摂取量調査をもとに新潟県立大学が解析し、作成したチェックリスト。高塩分摂取と関連のあった食習慣に、どの程度あてはまるかを自己チェックするもの。

図 18 食習慣チェックリストの該当者の割合



資料：健康づくりに関するアンケート及び食育推進事業アンケート

健康に関する記事や番組などに関心がある人は約7割ですが（図19）、1日に主食、主菜、副菜をそろえた食事を3食食べている人は約3割であり（図20）、健康に対する関心や望ましい生活習慣の認識があっても、実際の行動につながっている人の割合は低い状況です。

図 19 健康に関する記事や番組などへの関心

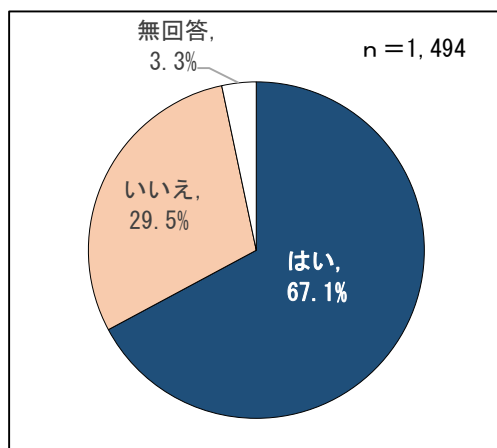
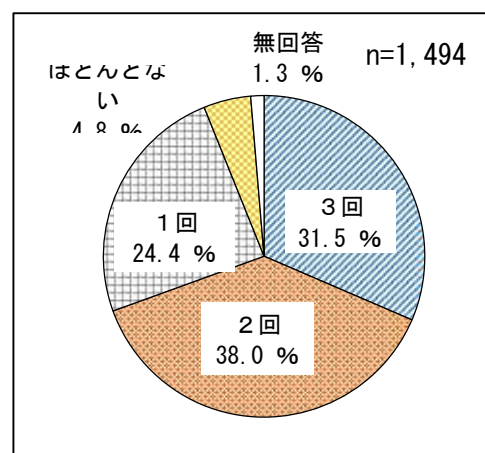


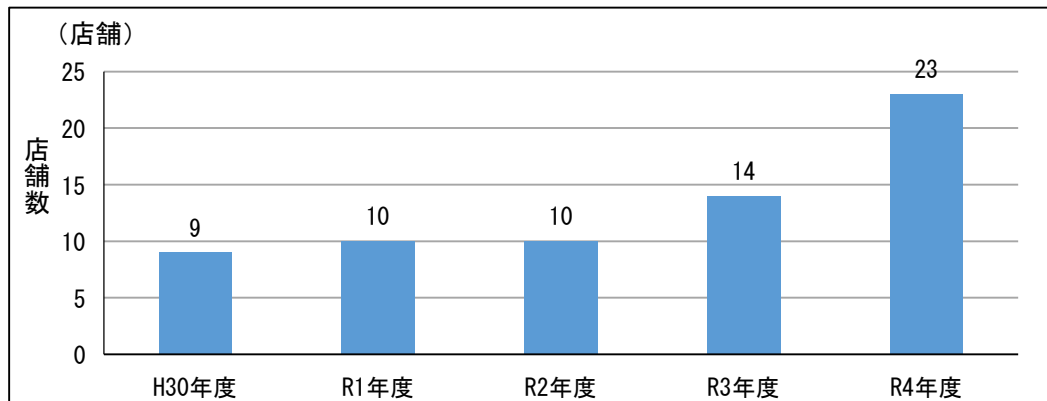
図 20 1日に主食、主菜、副菜をそろえて食べる回数



資料：令和5年度健康づくり実態調査

市では、自ら健康づくりに積極的に取り組む人だけでなく、健康への関心が低い人を含む、幅広い層に対してアプローチを行うため、民間企業等と連携して減塩の食環境整備を進めています。減塩の食環境整備に協力する民間企業等の店舗数は増加しています。(図 21)

図 21 食環境整備に協力する民間企業等の店舗数

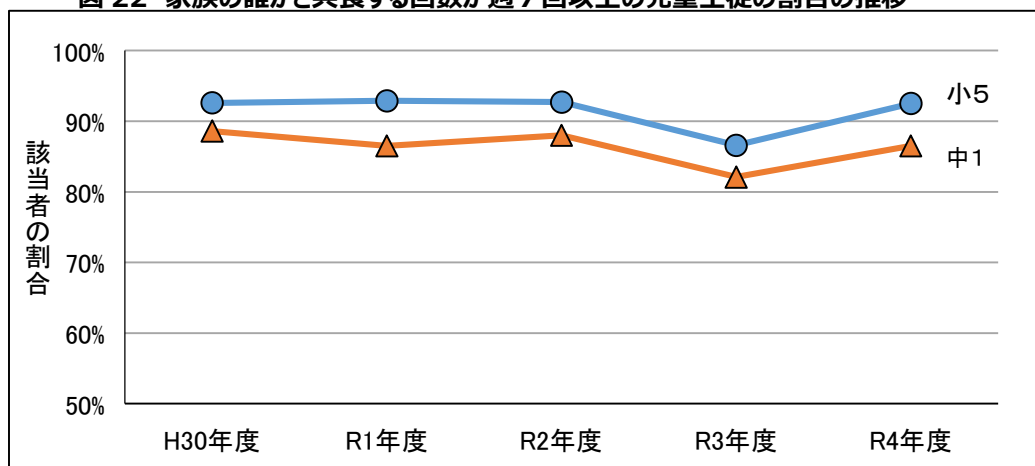


資料：こっそり減塩作戦協力企業及びスマートミール認証企業

【共食について】

家族や友人と一緒に食事をする共食は、自分が健康だと感じていることや健康な食生活と関係しているという報告²がありますが、家族の誰かと共食する回数が週7回以上の児童生徒の割合は、横ばいに推移しています。(図 22)

図 22 家族の誰かと共食する回数が週7回以上の児童生徒の割合の推移

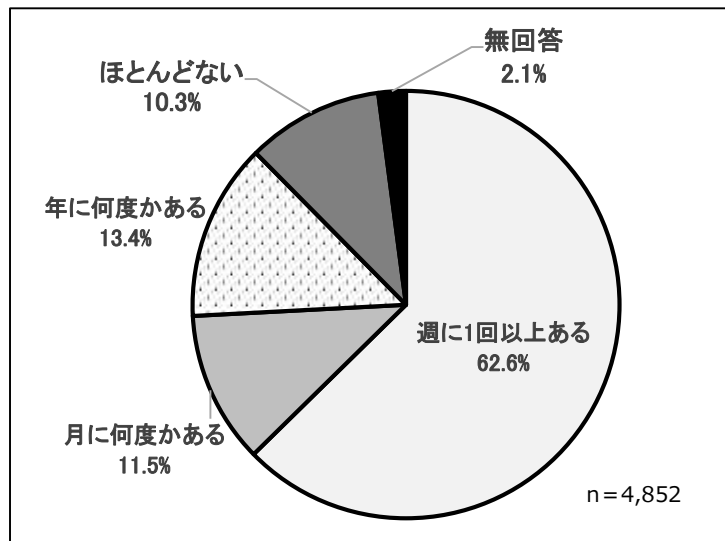


資料：生活実態調査

²農林水産省、「食育」ってどんないいことがあるの？～エビデンス（根拠）に基づいて分かったこと～統合版（令和元年10月）

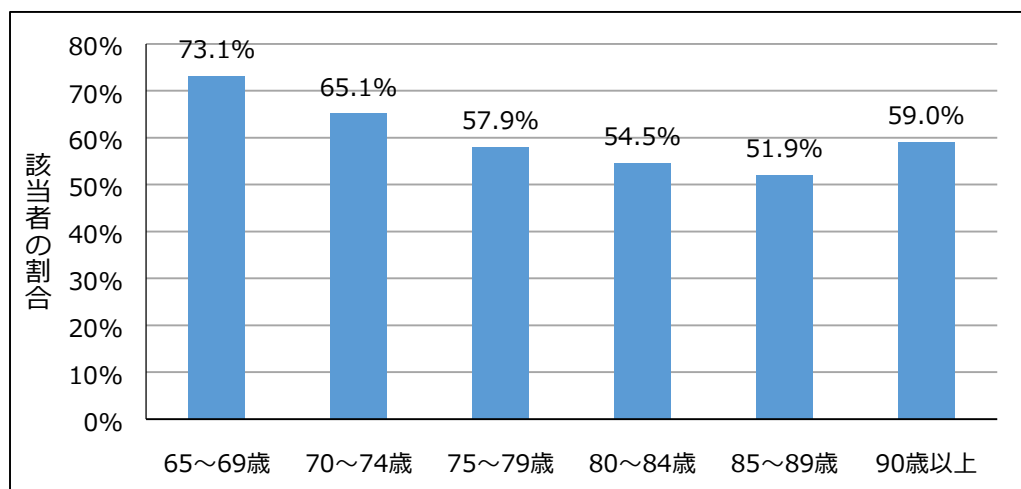
高齢者などが定期的集い、交流する「集いの場」においては、食生活改善推進委員の協力の下、試食を提供するなど共食の定着に向けた取組を進めていますが、誰かと一緒に食事する頻度が週1日以上ある高齢者の割合は、令和5年度は62.6%となっています。(図23) 年齢別にみると、年齢が進むにつれて共食頻度が週1回以上の高齢者は減少傾向にあります。(図24)

図23 共食の頻度



資料：令和5年度 健康づくり実態調査、令和5年度 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

図24 共食頻度が週1回以上の高齢者の割合

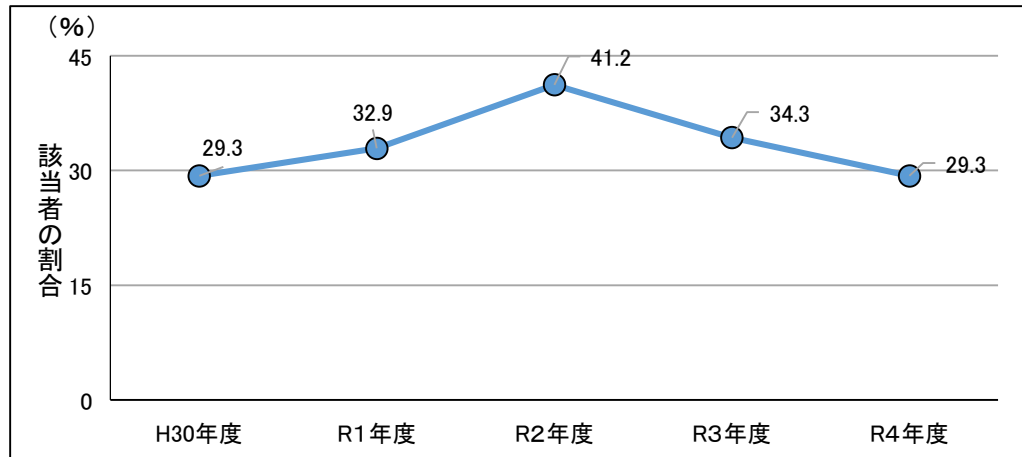


資料：令和5年度三条市高齢者実態調査

【和食文化について】

これまで和食文化を推進する取組の一つとして、子どもたちが正しく箸が持てるように保育所（園）において指導を行ってきましたが、箸が正しく持てる5歳児は令和2年度から減少傾向にあります。（図25）

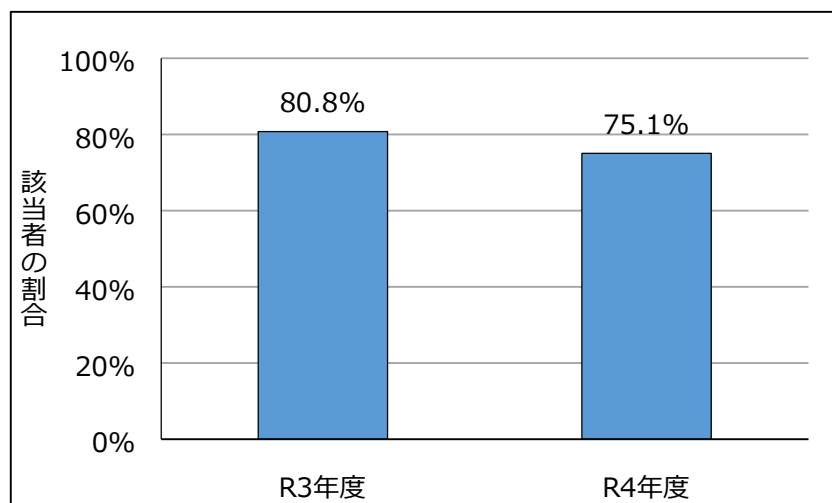
図25 箸が正しく持てる5歳児の割合



資料：三条市保育所食育指導

和食文化を保護・継承するためには、地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等の和食文化を受け継ぎ、次世代に伝えていくことが大切ですが、子どもに対して和食の食事作法を伝えている人の数は、令和3年に比べ令和4年では5.7ポイント下がり、75.1%でした。（図26）

図26 子どもに和食の食事作法について伝えている人の割合



資料：食育推進事業アンケート

イ 課題

【食習慣について】

- ・肥満ややせは生活習慣病や低栄養の原因となることから、生涯にわたり、栄養バランスに配慮した食事が実践できるよう健康教育を実施していくことが求められます。
- ・主食、主菜、副菜をそろえて食べている子どもが減少傾向であり、栄養の偏りが考えられることから、子どもの適切な栄養の摂取のための食育に取り組む必要があります。
- ・子どもの保護者世代である20歳代から40歳代で主食、主菜、副菜をそろえて食べない人や朝食欠食をする人が多くなっています。くわえて、子どもの適切な栄養の摂取に対する理解も含め、食に関する健康情報を発信することが求められます。
- ・脳血管疾患の要因となる高血圧を予防するためには、塩分摂取量を減らす必要があることから、健康教育により高塩分につながる食習慣を改善するとともに、自然と適塩の商品が選べるように食環境を整備する必要があります。
- ・これまでの成人を対象とした健康教育等への参加者が60歳代から70歳代が多い状況であり、生活習慣の改善を早期から行うことにつながっていないため、企業が行う健康経営と連携した健康教育の充実に注力します。

【共食について】

- ・子どもの食の基本は家庭の食卓であり、その多くを保護者が担っていることから、引き続き保護者に対し家庭での共食の実践について周知することが求められます。
- ・高齢者が共食できる機会を確保するため、集いの場等での共食機会を拡大する必要があります。
- ・関係団体等と連携し、調理実習や会食などの食育活動と連動した体験活動を推進することに注力します。

【和食文化について】

- ・和食文化が次世代に継承されるよう、引き続き和食文化に関する啓発や保育所や学校の給食において、米飯を主食した和食献立の提供に注力します。
- ・関係団体と連携し、調理実習と会食を合わせた体験活動に注力します。

ウ 主要施策

(ア) 心身の健康のための適切な栄養摂取の推進

・米飯食の推進

生涯にわたって健全な心身を培い、健全な食生活を実践するためには、一人一人が栄養バランスに配慮した食事を習慣的にとることが必要です。適切な栄養の摂取に優れている「米飯を主食とした主菜、副菜がそろった食事」の実践に向けて、個人の健康に対する関心度やライフステージに応じた取組を推進します。また、子どもが健全な食生活を実践できるようにするため、学校における取組では、栄養教諭等と連携を密にし、米飯給食を教材とした食育を推進します。

・貧困等の状況にある子どもに対する食育の推進

適切な栄養の摂取ができていない子どもの背景には、貧困や不適切な養育など様々な要因が関係していることから、状況に合わせて関係部署と連携して、子どもの食生活改善を進めていきます。

(イ) 減塩の推進

1日当たりの平均塩分摂取量が目標値より高値である人の割合が高いことから、引き続き減塩を推進します。

市民の塩分摂取に係る食生活の現状を踏まえて、適塩の啓発活動を推進するとともに、おいしく、適切な塩分量の総菜及び食事を市内小売店や飲食店で提供する等の食環境を整備します。特に、働き世代に対しては、企業と連携して従業員の食に関する健康教育を推進します。

(ウ) 共食の推進

高齢者における共食は、外出機会の拡大や低栄養の予防の取組の一つであることから、引き続き推進します。また、家族と食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは、食育の原点であることから、家庭での共食を推進します。

(エ) 和食文化の推進

和食文化を次世代に伝えるため、子どもたちに対し米飯を主食とした給食を提供するとともに、保護者への講話機会等を捉えて啓発を行い、和食文化に対する理解を推進します。また、地域の伝統的な行事や作法と結びついた多様な和食文化について、地域の関係者と連携しながら和食文化を推進します。

エ 評価指標

主要施策	指標項目	策定時 (R4)	目標値 (R11)
心身の健康 のための適 切な栄養摂 取の推進	朝食の主食に米飯を食べる者 の割合（20 歳以上）	58.3%	64%以上
	主食、主菜、副菜を組み合わ せた食事が1日2回以上の日 がほぼ毎日の者の割合	〈参考値〉 20 歳以上 76.3%※ ¹ 中学1年生 51.4%※ ² ※1 主食・主菜・副菜をそろえて 食べる回数が1日2回以上の 者の割合 ※2 主食・主菜・副菜をそろえて 食べる者の割合	令和6年度 以降に設定
	朝食を欠食する中学1年生の 割合	4.5%	4%以下
減塩の推進	高血圧の者の割合(140mmHg 以上または 90mmHg 以上にある 者の割合)	24.8%	20%以下
	塩分摂取量（20 歳以上）	〈参考値〉 8.5g	令和6年度 以降に設定
	食環境整備に協力する民間 企業等の店舗数	23 店舗	45 店舗
共食の推進	共食の機会が週1回以上の者 の割合	69.5%	75%
	平日の朝食又は夕食を家族と 一緒に食べる回数が週7回以 上の中学1年生の割合	86.5%	90%以上
和食文化の 推進	地域や家庭で受け継がれてき た伝統的な料理や作法等を継 承し、伝えている者の割合	〈参考値〉 74.2%※ ³ ※3 和食の食事作法を伝えて いる人の割合	令和6年度 以降に設定

* 指標項目について策定時のデータがないものは、同様の項目に対する策定時の数値を〈参考値〉として示し、令和6年度以降に設定する。

オ 主な取組内容

主要施策	主な取組
心身の健康のための適切な栄養摂取の推進	・保健事業等における健康教育の実施 ・子どもと保護者に対する食育の充実 ・米飯給食の実施
減塩の推進	・減塩に関する健康教育や食環境整備の推進 ・企業における食に関する健康教育の充実
共食の推進	・地域と連携した高齢者の共食機会の拡大 ・家庭における共食の普及啓発
和食文化の推進	・保育所や学校の給食を活用した和食文化の啓発 ・関係団体と連携した和食文化の啓発

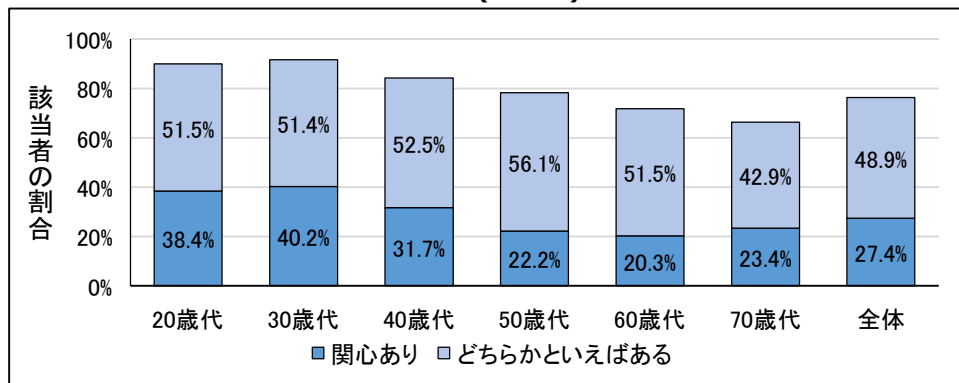
基本方針「望ましい食習慣の定着」の内容については、関連計画である「三条市第3次健康増進計画」に同様の記載をしています。

(2) 基本方針 食育推進の意識向上

ア 現状

食育が市民に浸透し、効果的に推進されるよう、市、市民、事業者及び農業者等の各主体と連携しながら米飯食や減塩、共食や和食文化の推進に取り組む中で、食育推進の意識向上に努めてきました。しかし、食育に関心を持っている人の割合は、令和3年度に比べて令和4年度で5.2ポイント減少し、76.3%でした。年代別で見ると、60歳代から70歳代で低い状況でした。(図27)

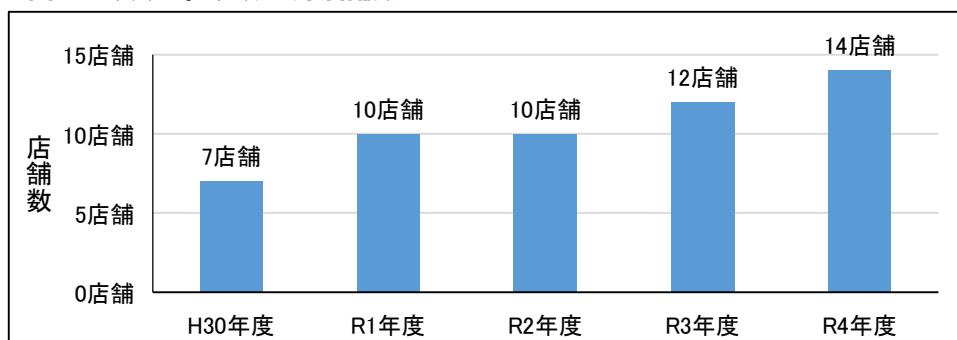
図27 食育に関心を持っている人の割合(年代別)



資料：令和4年度食育推進事業アンケート、令和4年度セット健診における食習慣調査、令和4年度健康づくりに関するアンケート調査

市が登録のための支援を行い、外食や中食³で健康的な食事（通称：スマートミール）を提供する店舗を認証する「健康な食事・食環境」認証制度に登録する店舗数は、年々増加し目標値に達しました。(図28)

図28 スマートミール登録店舗数



資料：スマートミール認証企業

³中食：総菜や弁当などの調理済みの食材を買って持ち帰り、職場や家庭などで食べること。

スーパーや小売店等の総菜や弁当を適塩まで減塩し、減塩とは周知せずに販売する「こっそり減塩作戦」の参加店舗は13店舗に増え、対象商品も増加しています。(表1)

表1 こっそり減塩作戦（令和4年度）対象商品一覧

【スーパーマーケット】

企業名	店舗数	対象商品	
		惣菜	弁当
有限会社マルセン	2	きんぴらごぼう、切昆布煮、ひじき煮、ぜんまい煮、切り干し大根煮、のっぺ、茶碗蒸し、車麩の煮付、煮玉子	ヘルシー和食弁当、醤油麹につけたささみフライ弁当
原信ナルスオペレーションサービス株式会社	1	だし巻るシリーズ商品	野菜たっぷり生雲焼き弁当、1日1/3野菜が摂れる旨辛美ピンパ弁
株式会社ウオロクホールディングス	2	ポウルサラダ、和風ポウルサラダ、彩りトマトのポウルサラダ	1/3日分野菜の黒酢和え弁当、1/3日分野菜の照焼チキンと高菜ご飯弁当、1/3日分野菜のしらすご飯弁当
株式会社リオン・ドールコーポレーション	4	ひじき煮、切昆布煮、卵の花、切り干し大根煮、肉じゃが	ロースカツ重、親子丼
イオンリテール（株）北陸信越カンパニー	1	ほうれん草のごま和え、カボチャ煮、わらびのお浸し、ほうれん草ときのお浸し、茎の花とあさりのお浸し	
フレッシュ梅津	1	栗かぼちゃのうま煮、金平ごぼう	

【小売店】

企業名	店舗数	対象商品
ON THE UMAMI ～TSUBAME SANJO PORT～ （株式会社フタバ）	1	だし関連商品や、冷凍惣菜
惣菜の松井	1	切り昆布炒め、きんぴらごぼう

資料：こっそり減塩作戦協力企業

イ 課題

- ・食育に関心を持つ人を増やすため、対象に合わせた情報発信を行い、市全体として食育の意識が向上する取組を推進することが求められます。
- ・健康的な総菜や食事を市内小売店や飲食店で提供する等の食環境整備、従業員の健康に配慮した企業経営（健康経営）と連携した健康教育など、企業や関係団体と行政が連携した食育の取組を推進する必要があります。

ウ 主要施策

(ア) 食育の理解促進

市民が楽しみながら食に関心を持てるよう、食育の新たな広がりを持つ取組とするため、保育所や学校、民間事業者、地区組織など様々な関係者と連携し、体験活動等を取り入れた取組を推進します。また、食育を行う子育て世代等に対し食育に関心を持ってもらえるよう、様々

な手法で食に関する情報を発信します。

エ 評価指標

主要施策	指標項目	策定時 (R4)	目標値 (R11)
食育の理解促進	食育に関心を持っている者の割合	76.3%	83%以上
	食環境整備に協力する民間企業等の店舗数(再掲)	23 店舗	45 店舗

オ 主な取組内容

主要施策	主な取組
食育の理解促進	・企業や関係者と連携した食育の推進 ・ICT 等を活用した食育の推進

2 食育と農業の視点「食と農で豊かな暮らしの実現」

(1) 基本方針 地域の農産物及び農業への理解促進

ア 現状

我が国の農業、農村をめぐっては、農業者の一層の高齢化・減少や農地等の脆弱化により、食料の供給能力が長期的に低下していることに加え、大規模自然災害の頻発などのリスクに直面しています。

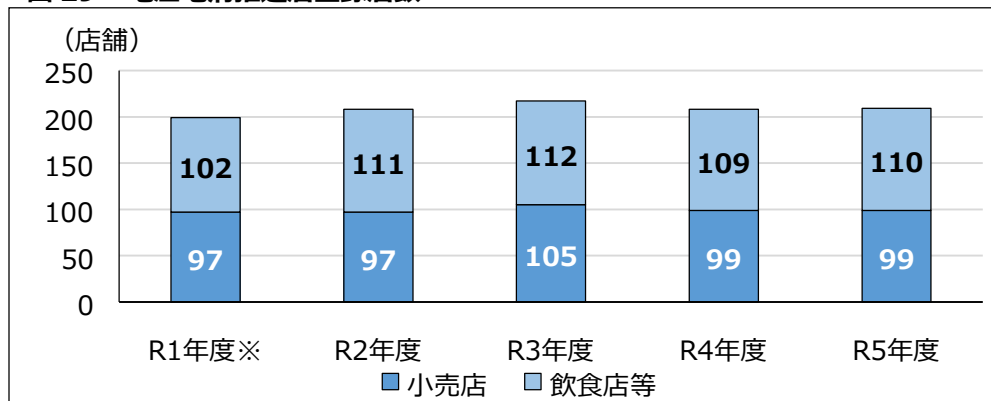
また、世界では気候変動や国際紛争等によって食料に影響を及ぼす事象も生じており、私たちの食料・農業・農村への向き合い方に一石を投じるものとなっています。

市民の健康で幸せな暮らしを支える地域農業の持続的な発展のためには、生産者と消費者、そして農地が存在する各地域内での相互理解が鍵となります。

こうした地域の農産物及び農業への理解促進に当たっては、農業体験機会の提供や地産地消推進店認定事業の推進、三条市地産地消ラベルシール貼付の促進、地域での多面的機能支払制度の活用などにより、意識の醸成に取り組んできました。

地産地消推進店の登録店舗数は、廃業等による減少もありましたが、第2次計画策定時の令和元年度に比べ増加しています（図29）。

図29 地産地消推進店登録店数



資料：三条市集計（※は第2次計画策定時の現状値）

地場農産物の売上額は、各店舗での地場農産物の販売が伸びたことなどから増加しています。（表2）

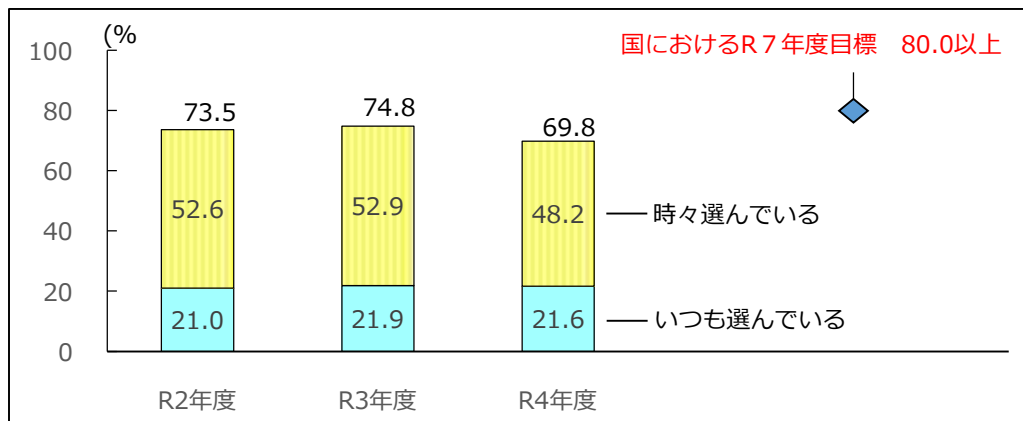
表2 新潟県農産物直売所調査における市内店舗の販売額

	店舗数 (箇所)	年間販売額 (百万円)
令和2年	37	704
令和4年	43	877

資料：新潟県 農産物直売所調査（本調査は隔年実施）

地元農産物など産地や生産者を意識して食品を選択する行動は約7割の人々に見られています。国は、令和7年度にこの割合を8割以上にすることを目標としており、地産地消等に対する意識の浸透に努めています。（図30）

図30 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合



資料：農林水産省 令和4年度食料・農業・農村白書

また、農業の恩恵は食料の確保にとどまらず、国土保全や水源のかん養、良好な景観の形成、文化の伝承などの多面にわたる機能を有しています。

多面的機能支払制度を活用した農地や水路、農道等における地域住民による保全活動や共同作業は、農業や農村が持つ多面的機能の理解の促進とその維持に役立っています。

イ 課題

【地域農産物及び農業への理解と消費の促進】

- ・食料・農業・農村の持つ役割などを理解し、自らの課題として将来を考え、それぞれの立場から主体的に支えあう行動を引き出していくことが重要です。

- ・このため、食育と農業に係る相互理解促進の取組は、生産者、消費者、食品関係事業者など食に関わる様々な立場の人から参画してもらうことが大切です。
- ・地域農業の存在によって農産物が食卓に届く価値を消費者に伝えていくため、農業体験活動や地産地消推進店などを通じて理解の促進と消費を引き続き促進していくことが必要です。
- ・食育の視点でも米飯を主体とした和食を習慣化することは、生涯を通じた市民の健康づくりに欠かせないものであるため、食育活動を通じた米飯食の啓発が求められます。

【農業の多面的機能への理解促進】

- ・農業の多面的機能の理解促進のため、地域住民による共同作業や景観形成、生態系保全などの農村環境保全の推進に引き続き取り組むことが大切です。

ウ 主要施策

(ア) 地産地消の推進

食料や農業を取り巻く環境とその課題を生産者や食品関連事業者、消費者で共有し、共に考え支え合う風土づくりが重要であることから、それらの交流機会の充実を図ります。

また、消費者が農産物を購入又は食する小売店や飲食店は、供給ルートとして欠かせない存在であることから、地産地消推進店の登録の推進や情報発信による地域農作物への関心の向上及び需要の喚起に引き続き取り組みます。

(イ) 農地、農村の維持

適切に農業生産基盤を維持するとともに、水源のかん養や自然環境の保全など、農業が持つ多面的機能が発揮されるよう、農業用施設の長寿命化、質的向上を図る共同活動を支援し、地域農業への理解を促進します。

(ウ) 心身の健康のための適切な栄養摂取の推進（再掲）

- ・米飯食の推進

生涯にわたって健全な心身を培い、健全な食生活を実践するためには、一人一人が栄養バランスに配慮した食事を習慣的にとることが必要です。適切な栄養の摂取に優れている「米飯を主食とした主菜、副

菜がそろった食事」の実践に向けて、個人の健康に対する関心度やライフステージに応じた取組を推進します。また、子どもが健全な食生活を実践できるようにするため、学校における取組では、栄養教諭等と連携を密にし、米飯給食を教材とした食育を推進します。

エ 評価指標

主要施策	指標項目	策定時 (R4)	目標値 (R11)
地産地消の推進	農業体験事業参加者数	委託:75人 サンファーム:475人	550人
	地産地消推進店登録数	208店舗	220店舗
	地場農産物の売上額 (インショップ、直売所)	8.7億円	9億円
農地、農村 の維持	多面的機能支払制度 取組率	95.1%	95.1%

オ 主な取組内容

主要施策	主な取組
地産地消の推進	・食育活動や農業体験等を通じた消費者と生産者等の交流 ・地場農産物の浸透
農地、農村の維持	・多面的機能を支える共同活動への支援
心身の健康のための適切な栄養摂取の推進 (再掲)	・保健事業等における健康教育の実施 ・子どもと保護者に対する食育の充実 ・米飯給食の実施

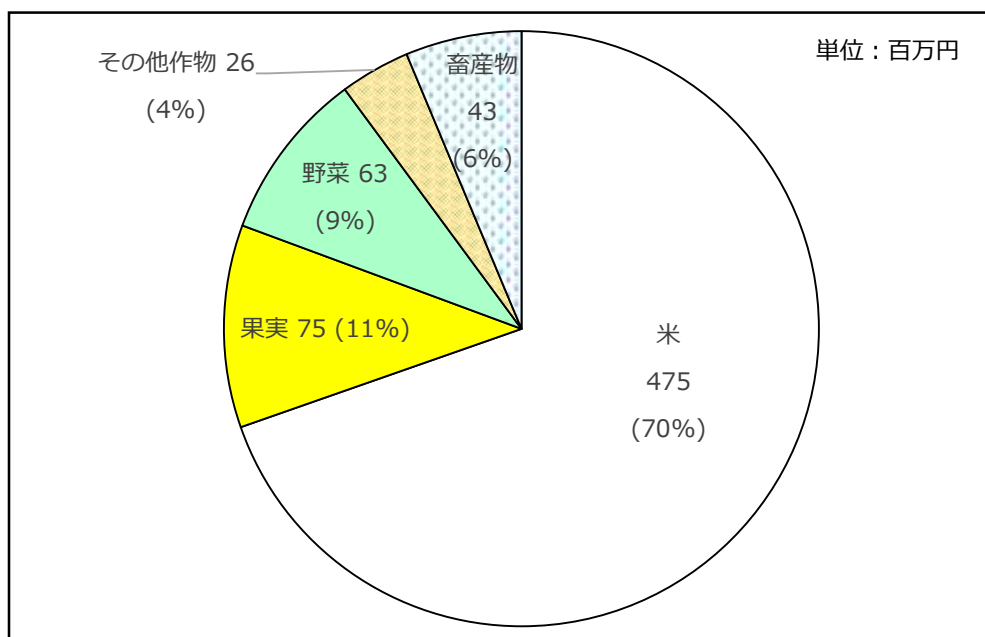
3 農業の視点「持続可能な農業基盤の確立」

(1) 基本方針 農業所得の向上

ア 現状

本市の農業においては、米が産出額の7割を占め、基幹作物となっています。また、園芸においては、果実が産出額の1割程度を占めており、多品目・多品種にわたって栽培され、産地が形成されています。(図31)

図31 農業産出額の内訳

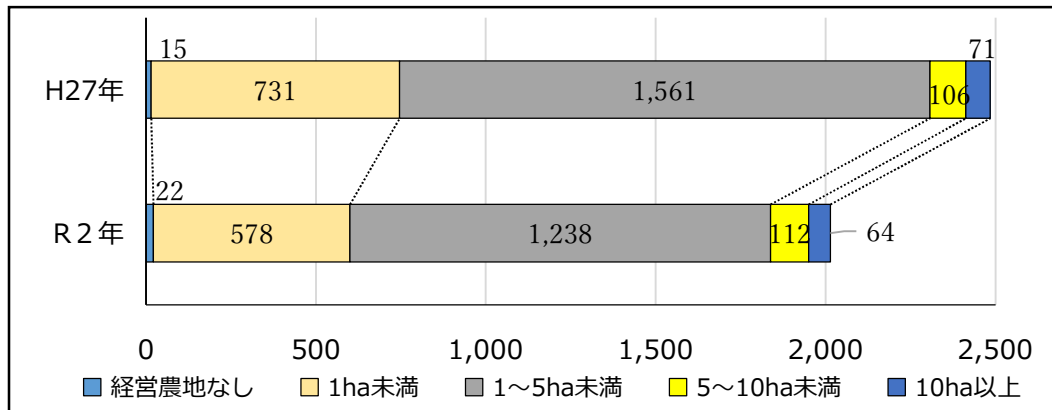


資料：農林水産省 令和3年市町村別農業産出額（推計）

本市の農業経営体数は、平成27年から令和2年の5年間で2,484経営体から2,014経営体へと約2割減少しています。また、経営耕地面積規模では、5ha未満の経営体が1,838と全体の約9割、販売金額規模では、100万円から500万円未満の区分が最も多く、次いで50万円～100万円未満、50万円未満となっており、小規模の経営体が多数を占めています。(図32、33)

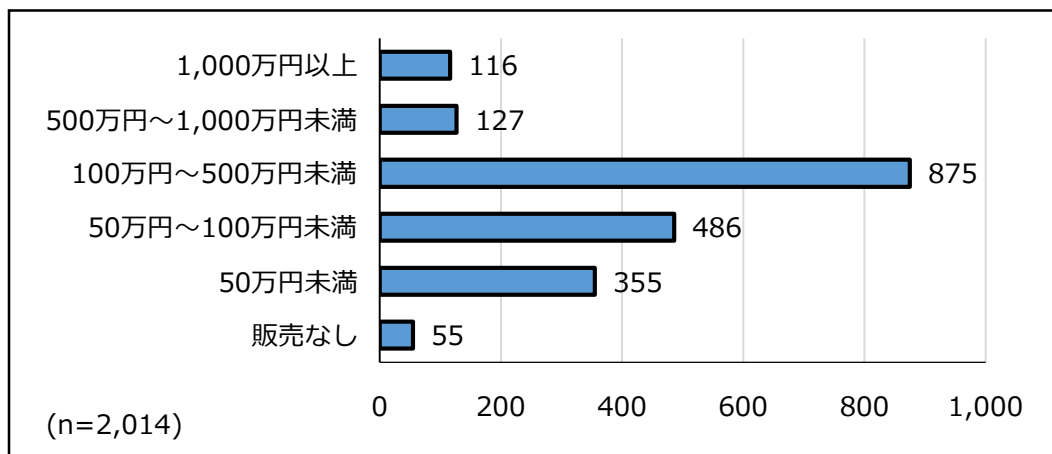
さらに、農地の9割以上を占める水田では5ha未満の経営体が全体の半分以上の面積を担っている状況です。(図34)

図 32 経営耕地面積規模別農業経営体数



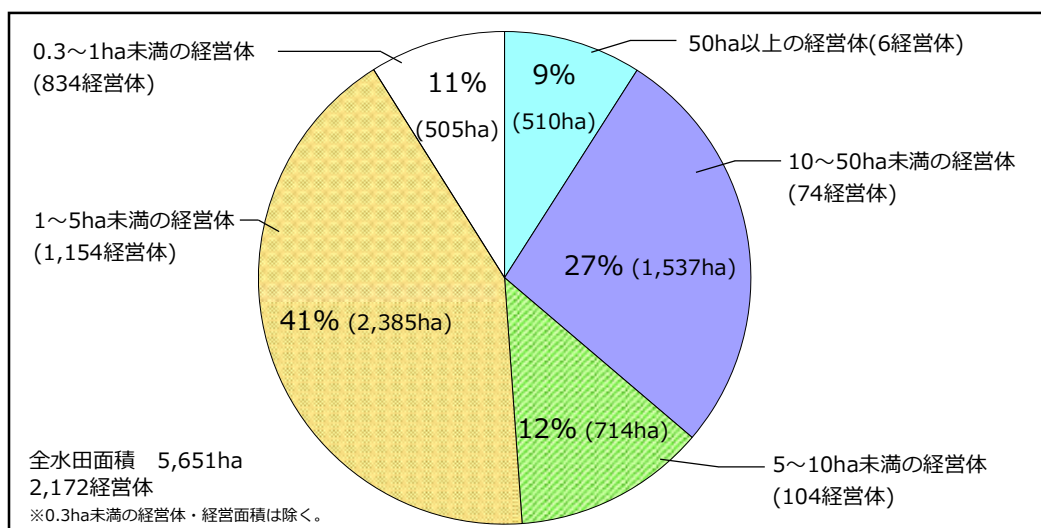
資料：農林水産省 2020 年農林業センサス

図 33 農産物販売金額規模別農業経営体数（令和 2 年）



資料：農林水産省 2020 年農林業センサス

図 34 全水田面積に対する経営面積規模別の構成比（令和 5 年）



資料：三条市農業再生協議会

持続可能な農業基盤の確立のためには、所得をいかに確保するかが重要です。農地の集積化などで経営面積を増やすことによる規模拡大の効果を獲得していくことが基本と考えられますが、営農地域等の条件により、一律的に当てはまるものとは言い難い側面もあります。

例えば、中山間地域の水田は、傾斜が大きく、ほ場がわい小で作業効率が低いことから、平場地域より経営規模を拡大し、効率化による所得の向上を図ることは難しい傾向にあります。(表3) 他方で、市場には、有機農産物など環境に配慮した食品に対する一定のニーズが存在することから(図35)、中山間地域の持つ豊かな自然を生かした価値を訴求していくことが考えられます

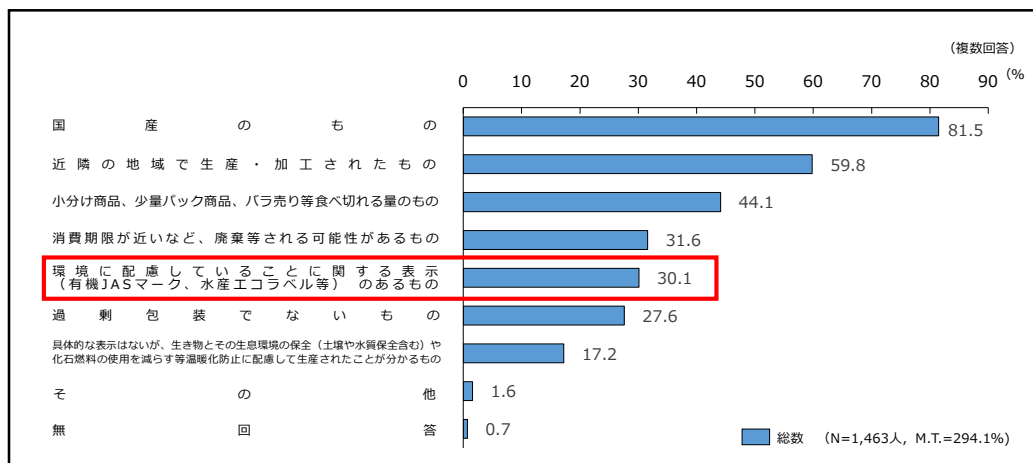
また、果樹については、他産地の生産量や作況などにより市場価格等の影響を受けやすい側面もあります。(図36)

表3 地域別の経営耕地面積規模別農業経営体数と構成比

	計	経営農地なし	1ha未満	1ha～5ha未満	5ha～10ha未満	10ha以上
三条地域	820 (100.0%)	5 (0.6%)	206 (25.1%)	516 (62.9%)	62 (7.6%)	31 (3.8%)
栄地域	433 (100.0%)	7 (1.6%)	46 (10.6%)	328 (75.8%)	29 (6.7%)	23 (5.3%)
下田地域	761 (100.0%)	10 (1.3%)	326 (42.8%)	394 (51.8%)	21 (2.8%)	10 (1.3%)
三条市全域	2,014 (100.0%)	22 (1.1%)	578 (28.7%)	1,238 (61.5%)	112 (5.5%)	64 (3.2%)

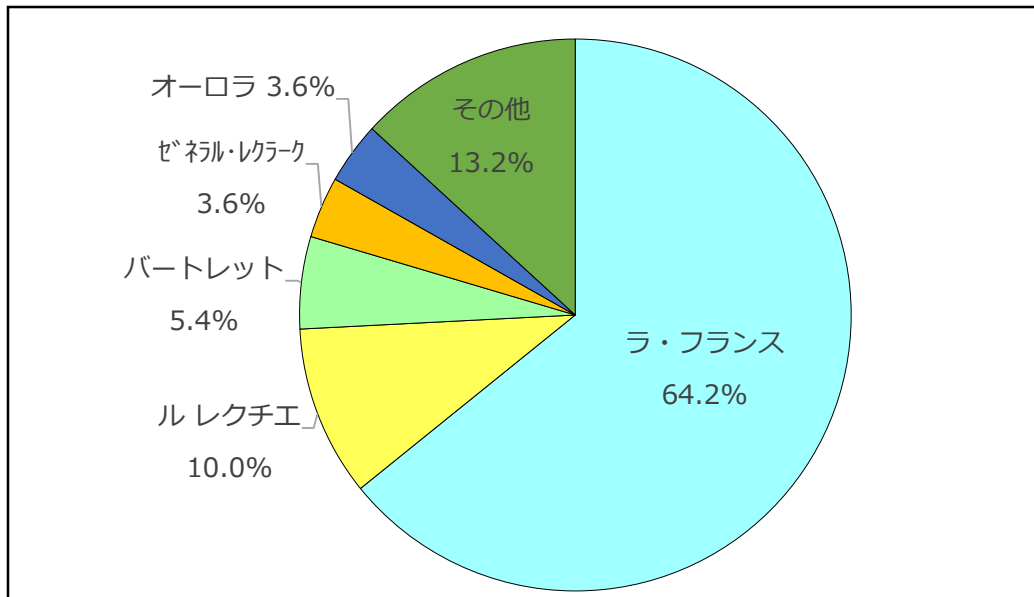
資料：農林水産省 2020年農林業センサス

図35 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ人が選択しているもの



資料：農林水産省 食育に関する意識調査(令和5年3月)

図 36 全国西洋なしの品種別栽培面積



資料：農林水産省 令和2年特産果樹生産動態等調査

イ 課題

- ・新規就農者の確保に努めつつ、地域農業の維持、発展の基盤となる所得の向上に視点を当て、規模拡大による効率化や農産物の高付加価値化等を進める必要があります。
- ・比較的小規模な耕作面積かつ副業的に経営している農業者が多い稲作分野については、担い手への農地集積や組織化による経営拡大を促進していくことが重要です。
- ・一方、規模拡大や効率化が図りにくい地域や農産物については、高付加価値化を進めることが有効な手法として考えられます。

ウ 主要施策

(ア) 水田農業の高収益化、効率化

水田農業の収益増加には、生産コストを下げることで有効であるため、農地の集積・集約化や生産の効率化の取組を支援します。

※集積化等の取組に当たっては、目指すべき将来の農地利用の姿などをまとめた地域計画（旧人・農地プラン）を定め、推進します。

(イ) 農産物の高付加価値化

販売価格が農作物の生産コストに見合っていない状況を改善し、品

質に合った価格決定力を持てるよう、豊かな自然などの生産環境の見える化や活用により付加価値を高める取組への支援やプロモーション活動によるブランド力の向上に取り組めます。

エ 評価指標

主要施策	指標項目	策定時 (R4)	目標値 (R11)
農業所得の向上	農業機械等導入補助金などの支援を受けた農業者の販売増加額	11,123 万円	27,657 万円
	地域で取り組む「しただ米」の直接販売数量（単年度）	77.8 トン	230.0 トン
	担い手への農地の集積率	64.5%	80%

オ 主な取組内容

主要施策	主な取組
水田農業の高収益化、効率化	・担い手への農地の集積、集約の推進 ・収益性の高い園芸作物への転換、拡大の支援
農産物の高付加価値化	・情報発信、販売促進活動の実施 ・環境と調和した農業の推進 ・ふるさと納税を活用した情報発信 ・下田産米の高付加価値化、ブランド力の向上

(2) 基本方針 果樹農業の振興

ア 現状

本市における果樹農業について、農業産出額は全体の1割程度を占めており、日本梨を始め、多くの品目・品種が生産されています。

新潟県園芸振興基本戦略（令和4年8月改定）に基づく、果樹産地の育成に向けた取組を県を始めとする関係機関が一体となって推進してきました。

令和5年には新潟県農林水産物のブランド化推進に関する条例により、本市でも多く栽培されている「ル レクチュエ」が県推進ブランド品目に選定され、認知度向上に取り組んでいます。

本市では、これまで生産から営業・販売まで一貫して行い、利益を追及する経営体の育成など、産地形成に係る取組を行ってきました。

こうした中、果樹を販売の中心としている経営体数の推移を見ると、平成27年から令和2年にかけて104経営体から99経営体に減少しており、産地を支える担い手の育成と確保も併せて取り組んでいくことが求められます。（表4）

表4 農産物販売金額1位の部門別経営体数

	計	稲作	雑穀・いも類・豆類	露地野菜	施設野菜	果樹類	その他
H27年	2,374	2,169	15	45	11	104	30
R2年	1,959	1,765	10	45	12	99	28
増減数	△415	△404	△5	0	1	△5	△2
増減率(%)	△17.5	△18.6	△33.3	－	9.1	△4.8	△6.7

資料：農林水産省 2020年農林業センサス

イ 課題

- ・果樹農業の特性として、担い手の育成に一定の期間を要することを踏まえ、将来的な生産量を確保するため、関係団体等と連携した育成事業を引き続き推進していくとともに、認知度向上や高付加価値化の取組を進め、競争力ある果樹産地として発展させていくことが必要です。

ウ 主要施策**(ア) 競争力のある果樹産地の育成**

将来的な生産量の確保と産地としてのブランド力の向上に向け、関係機関や生産者と連携した育成事業を展開します。

エ 評価指標

主要施策	指標項目	策定時 (R4)	目標値 (R11)
果樹農業の振興	果物を返礼品としたふるさと納税 寄附額（単年度）	23,430 万円	25,000 万円

オ 主な取組内容

主要施策	主な取組
競争力のある果樹産地の育成	・関係機関や生産者と連携した担い手の確保 ・プロモーション活動の実施 ・ふるさと納税を活用した情報発信

(3) 基本方針 中山間地域農業の振興**ア 現状**

中山間地域における農業は、傾斜等の耕地の状況に加え、有害鳥獣の被害を最も受ける環境であることから、営農条件は厳しく、農業を主たる生計とする担い手の確保は困難な状況にあります。

また、急速に進行している高齢化や人口減少は、集落機能などの視点も含め地域農業が存続していく上で大きな問題となっています。

こうした中、農業や農村を存続させていくため、農業生産基盤とともに、営農環境を適切に維持していくことが求められます。

イ 課題

- ・中山間地域は、農地が持つ多面的な機能が最も発揮されており、農業の維持が、周辺の環境を守ることにもつながるため、中山間地域農業が継続されるよう引き続き取り組む必要があります。

ウ 主要施策**(ア) 農地、農村の維持（再掲）**

適切に農業生産基盤を維持するとともに、水源のかん養や自然環境の保全など、農業が持つ多面的機能が発揮されるよう、農業用施設の長寿命化、質的向上を図る共同活動を支援し、地域農業への理解を促進します。

エ 評価指標

主要施策	指標項目	策定時 (R4)	目標値 (R11)
中山間地域農業の振興	中山間地域等直接支払制度の対象農地面積	259ha	259ha

オ 主な取組内容

主要施策	主な取組
農地、農村の維持	・農業生産基盤の維持等への支援 ・多面的機能を支える共同活動への支援 ・侵入防止、捕獲、共生環境整備等による総合的な有害鳥獣対策の推進

4 主要施策以外の取組

今後も推進していくべき取組について、第2次計画の検証結果、社会情勢の変化を踏まえて、三条市食育の推進と農業の振興に関する条例の基本的施策等に基づいて再整理を行いました。

基本的施策	主な取組
1 健全な食生活の実現	・健全な食習慣の定着
	・規則正しい生活リズムの定着
	・あらゆる媒体を活用した食に関する情報提供
	・食に関する体験や講演会を通じた食育の推進
2 食育の推進に関する普及啓発	・関係組織や団体と連携した健全な食生活のための知識普及
3 食文化の継承の支援	・食に関する体験、交流活動の充実
4 環境保全の推進	・食品ロスの視点を持った講話や調理実習の充実
	・有機栽培の推奨
5 農産物の付加価値向上及び販路拡大	・三条産農産物の販路開拓、ブランド化の推進
6 地産地消の推進	・地元農産物利用促進
	・地産地消の情報発信による啓発
7 農業生産基盤の整備	・農林土木事業補助金による支援
	・土地改良事業等支援
8 中山間地域等の活性化	・中山間地域等直接支払制度の推進
	・指定棚田地域振興活動を通じた棚田の保全及び地域の振興

資料編

三条市食育の推進と農業の振興に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策等（第9条—第18条）

第3章 食育推進及び農業振興審議会（第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

食は生命の源であり、農業はその食を支える大切な産業の一つである。

しかし、近年の社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中、私たちは、毎日の食の大切さを忘れがちになり、健全な食生活を失いつつある。栄養の偏り、不規則な食事、生活習慣病の増加などに加え、食の安全や食の海外依存など様々な問題が生じている。

このような状況の下、市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすためには、食に関する知識と食を選択する力を習得し、その食を支える農業の重要性を認識しながら健全な食生活を実践することができる人を育てる食育を推進する必要性が高まっている。このことから、安全・安心な農産物が一層求められてくる農業においては、環境の保全に配慮し、安全・安心な農産物を安定的に供給できるなど農業の持続的な発展につながる農業の振興を図ることが重要となっている。

豊かな自然に恵まれた三条市が、より活気あるまちで在り続けるためには、この魅力ある自然を始めとする地域資源を生かし、すべての関係者が、食育が心身の健康の増進と豊かな人間形成の基本であること及び食を支える農業が持続的に発展することが必要であることを認識し、相互理解を深めながら、それぞれの立場で食育の推進と農業の振興に一層努力していく必要がある。

ここに、食育の推進と農業の振興の基本理念と市、市民、農業者等及び事業者の責務や役割を明らかにし、それぞれの協働の下、だれもがずっと住み続けたいと思える生き生きとしたまちを実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の自然的経済的社会的諸条件を生かした食育の推進

と農業の振興に関し、基本理念並びに市、市民、農業者等及び事業者の責務等を明らかにするとともに、食育の推進と農業の振興に関する基本的な施策等を定めることにより、市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすことができ、その健康な暮らしを支える農業が持続的に発展する豊かで住みよい生き生きしたまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者等 農業者及び農業に関する団体をいう。
- (2) 事業者 教育関係者等及び食品関連事業者等をいう。
- (3) 教育関係者等 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体をいう。
- (4) 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体をいう。

(基本理念)

第3条 食育の推進は、市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすことができるようにするため、家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる場所において、食について考える機会を確保することにより、市民が自らの食生活に関心を持ち、健康及び環境に配慮した食事を選択する力と健全な食生活を実践することができる技術を身に付けるとともに、自然の恩恵及び食に関わる人々への市民の理解及び感謝の念を深めることを目指して行われなければならない。

2 食育の推進及び農業の振興は、環境の保全に配慮した安全・安心な農産物の安定的な供給が確保されるとともに、その農産物の販路の開拓及び地産地消が推進されるよう行われなければならない。

3 農業の振興は、農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保されるとともに、地域の特性に応じた効率的かつ安定的な農業を確立し、その持続的な発展が図られるよう行われなければならない。

4 農業の振興は、自然環境の保全、良好な景観の形成等の農業の多面的機能が発揮されるよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進と農業の振興に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施

しなければならない。

（市民の役割）

第5条 市民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進及び農業の振興に寄与するよう努めるものとする。

（農業者等の役割）

第6条 農業者等は、基本理念にのっとり、環境の保全を重視し、安全・安心な農産物の安定的な供給等の実現に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 農業者等は、基本理念にのっとり、農業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、食生活における自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、市民の理解が深まるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 教育関係者等は、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育の推進及び農業の振興に努めるものとする。

第8条 食品関連事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、食品の安全性の確保が健全な食生活の基礎であることを認識し、自主的かつ積極的に食育の推進及び農業の振興に努めるものとする。

第2章 基本的施策等

（計画の策定）

第9条 市長は、食育の推進及び農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その施策の方針などを定める計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食育の推進及び農業の振興に関する施策についての基本的な方針
- (2) 食育の推進及び農業の振興に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するよう努めるとともに、あらかじめ、三条市食育推進及び農業振興審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

（健全な食生活の実現等）

第10条 市は、市民の健全な食生活の実現を図るため、適切な栄養管理及び環境に配慮した食事に関する知識の普及、情報提供等に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、日本の食文化である米飯を主食とする食生活が適切な栄養の摂取に優れていることにかんがみ、保育所及び学校における米飯を主食とする給食等の実施並びに生涯学習、保健指導等による市民が米飯を主食とする食生活への理解を深める機会の充実等により、市民の健全な食生活の実現が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、農業者等と市民との交流を促進し、自然の恩恵及び食に関わる人々への市民の理解及び感謝の念を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。
(食育の推進に関する普及啓発)

第11条 市は、効果的な食育の推進を図るため、関係者相互の意見及び情報の交換等により、その普及啓発を行うよう必要な施策を講ずるものとする。
(食文化の継承の支援)

第12条 市は、地域の伝統ある優れた食文化の継承を推進し、これらの食文化が引き継がれるよう必要な施策を講ずるものとする。
(環境保全の推進)

第13条 市は、環境の保全に配慮した安全・安心な農産物を安定的に供給するため、有機質資源等を活用した土づくり並びに化学的に合成された肥料及び農薬の使用量の低減を行う栽培の方法の推進に関し必要な施策を講ずるものとする。
(農産物の付加価値の向上及び販路の拡大)

第14条 市は、農産物の付加価値の向上及び販路の拡大を図るため、農産物の高品質化、特産品の開発の支援、食品関連事業者等その他の農業に関連する産業及び他の地方自治体との連携強化の推進その他必要な施策を講ずるものとする。
(地産地消の推進)

第15条 市は、地産地消の推進を図るため、保育所及び学校の給食等における三条産の農産物の利用の推進、直売市等による市民が三条産の農産物を購入する機会の充実その他必要な施策を講ずるものとする。
(農業生産基盤の整備)

第16条 市は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、安全・安心な農産物を安定的に生産するため、農業生産基盤の整備に必要な施策を講ず

るものとする。

(担い手の育成及び確保等)

第 17 条 市は、効率的かつ安定的な農業経営を担う農業者の育成及び確保を図るため、農業者の経営管理能力の向上、農業者の組織化及び法人化の推進、農業経営に意欲のある新たな就農者など多様な担い手の確保及び支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(中山間地域等の活性化)

第 18 条 市は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件の制約に伴う生産条件が不利な中山間地域等の活性化を図るため、地域資源を活用した産業の展開の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

第 3 章 食育推進及び農業振興審議会

第 19 条 市長の諮問に応じ、食育の推進と農業の振興に関する基本的事項及び重要事項の調査及び審議をするため、三条市食育推進及び農業振興審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 雑則

第 20 条 この条例に定めるもののほか、食育の推進及び農業の振興に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている計画は、第 9 条の規定により策定された計画とみなす。

第3次三条市食育の推進と農業の振興に関する計画

令和6年3月

**発行 新潟県三条市 福祉保健部健康づくり課
経済部農林課**

〒955-8686 三条市旭町2丁目3番1号

電話 0256-34-5511（代表）

FAX 0256-34-5572（健康づくり課）

0256-33-7250（農林課）

URL <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>

E-mail kenko@city.sanjo.niigata.jp（健康づくり課）

nourin@city.sanjo.niigata.jp（農林課）